

# 事業再生・廃業（破産を含む）

## 支援マニュアル

【令和5年11月版 Vol.2】

## 【 目次 】

1	はじめに .....	2
2	事業再生・廃業（破産含む）の全体像及び相談体制.....	4
	（1）全体像	
	（2）相談体制	
	（3）対象—中堅企業・小規模事業者	
	（4）支援のタイミング	
	（5）相談の概要	
	（6）手続の検討・選択について	
	（7）弁護士に相談するタイミング	
	（8）事例紹介—第二会社方式	
	（9）事例紹介—破産をしなかった場合	
3	事業再生 .....	25
	（1）手法	
	（2）私的整理と法的整理	
	（3）資本性ローン	
	（4）債権放棄	
	（5）直接債権放棄	
	（6）第二会社方式	
	ア 意義手続等	
	イ 租税上の特例について	
	ウ 特定調停方式	
	エ 活性化協議会	
4	経営者保証ガイドライン.....	48
5	弁護士法等 .....	50
6	廃業 .....	51
7	破産等 .....	57
	（1）概要	
	（2）民事再生	
	（3）破産手続	
	（4）留意点	
	（5）手続詳細	
	（6）従業員について	
	（7）費用	

## 1 はじめに

Q 事業再生・廃業（破産含む）対応マニュアルの作成の意義はどのような点にあるのでしょうか。また、マニュアルの対象者はどのようになるのでしょうか。

A：目的は、コロナ禍による経営環境の悪化に対して、全国の経営相談窓口であるよろず支援拠点が事業再生・廃業（破産を含む）に対して、全体像及び個別対応方法を理解して頂き適切に対処するためです。

：対象は、よろず支援拠点の全COになります。

### （1）目的

令和2年から、コロナ禍により様々な業種が経営に悪影響を受けています。

飲食業・宿泊業をはじめ、サービス業に留まらず、製造業等の一次二次産業も影響を受けております。

特に、令和2年の4月5月に緊急で資金を借り受けた様々な企業・事業者は、令和5年の4月頃から返済が始まります。

様々な業種の企業は、昨今の日本の観光業や飲食業及び関連産業を支えていたインバウンドも減少し、新しい生活様式の中では、コロナ禍以前の売上げを確保することは困難な状況に置かれています。

そのため、今後、よろず支援拠点の全国において、事業再生・廃業（破産を含む）の相談が増加し、小規模事業者・企業のみならず中規模の企業等相談の対象企業が広がることも想定されます。

そこで、全国のよろず支援拠点のコーディネーターの皆様は全体像及び個別の対応方法を理解して頂き、適切な経営相談を行うことを目的として、事業再生・廃業（破産含む）対応マニュアル（以下、「本マニュアル」といいます。）を作成するに至った次第です。

### （2）方針

この本マニュアルの目的は、適切な経営相談を行うことです。

ただし、大前提としまして、よろず支援拠点における経営相談の基本方針は、まず、第一に経営改善です。

決算書や事業等の分析を踏まえ、まず、経営改善を図ることができないかを模索するということが大前提です。

そして、経営改善によって相談者の企業・事業者の再生が図れることが最も望ましいことです。

しかしながら、様々な事情により、資金繰りに窮する全ての企業・事業者が経営改善により再生を図ることが出来るわけではありません。

その際に、やむを得ず廃業等の選択をすることもあります。

ただ、そこでも、まずは、債権放棄・事業承継等の事業再生を検討することが最優先です。

その可能性も全く断たれるという場合に、最終的な選択として廃業になるのだと考えられます。

そのため、本マニュアルの基本方針としては、

①第一に経営改善の検討

②①が出来ない場合に、債権放棄・事業承継等の事業再生の検討

③②も難しい場合にのみ、最終的な選択として破産等の廃業の検討

であることを十分に理解して頂きたいと思います。

### (3) 対象

本マニュアルの対象者は、全国のよろず支援拠点の全COになります。

本来では、事業再生・廃業（破産含む）に関する経営相談に対しては、様々な士業等専門家の総合的な対応が必要です。

破産や再生については、破産法・会社法・民法等の法律知識が必要になりますので基本的には弁護士・司法書士・行政書士等法律家による対応が必要です（当然ながら弁護士法等業法を遵守した形での対応になります。）。

また、資金繰り、決算書分析等も必要になりますので会計について対応可能な中小企業診断士（以下、「診断士」といいます。）、税理士、公認会計士（以下、「会計士」といいます。）及び経営会計専門家のいずれかによる対応が必要です。

さらに、未払賃金等労働問題も関係することが多いため、社会保険労務士（以下、「社労士」といいます。）による対応も必要です。

その他、事業再生でスポンサーを探す場合などには、いわゆる銀行OBの方による支援などが必要な場合もあります。

加えて、当然ながら士業に限らず、企業経営に造詣の深い方（会社経営者等を含む）による支援が必須な場合もあります。

このように、基本的には、事業再生・廃業（破産含む）に関する経営相談については、様々な士業等専門家による支援が必要です。

本マニュアルの対象の中心となるのは、上記に記載した専門家にはなりますが、今後、よろず支援拠点に対して事業再生・廃業（破産含む）に関する相談が増加することが見込まれますので、上記に記載した専門家以外の方も、本マニュアルを理解して頂くことが重要になってくると思われます。

したがって、本マニュアルの対象者は、中心としては士業等の専門家ですが、それ以外の専門家である全COが対象となります。

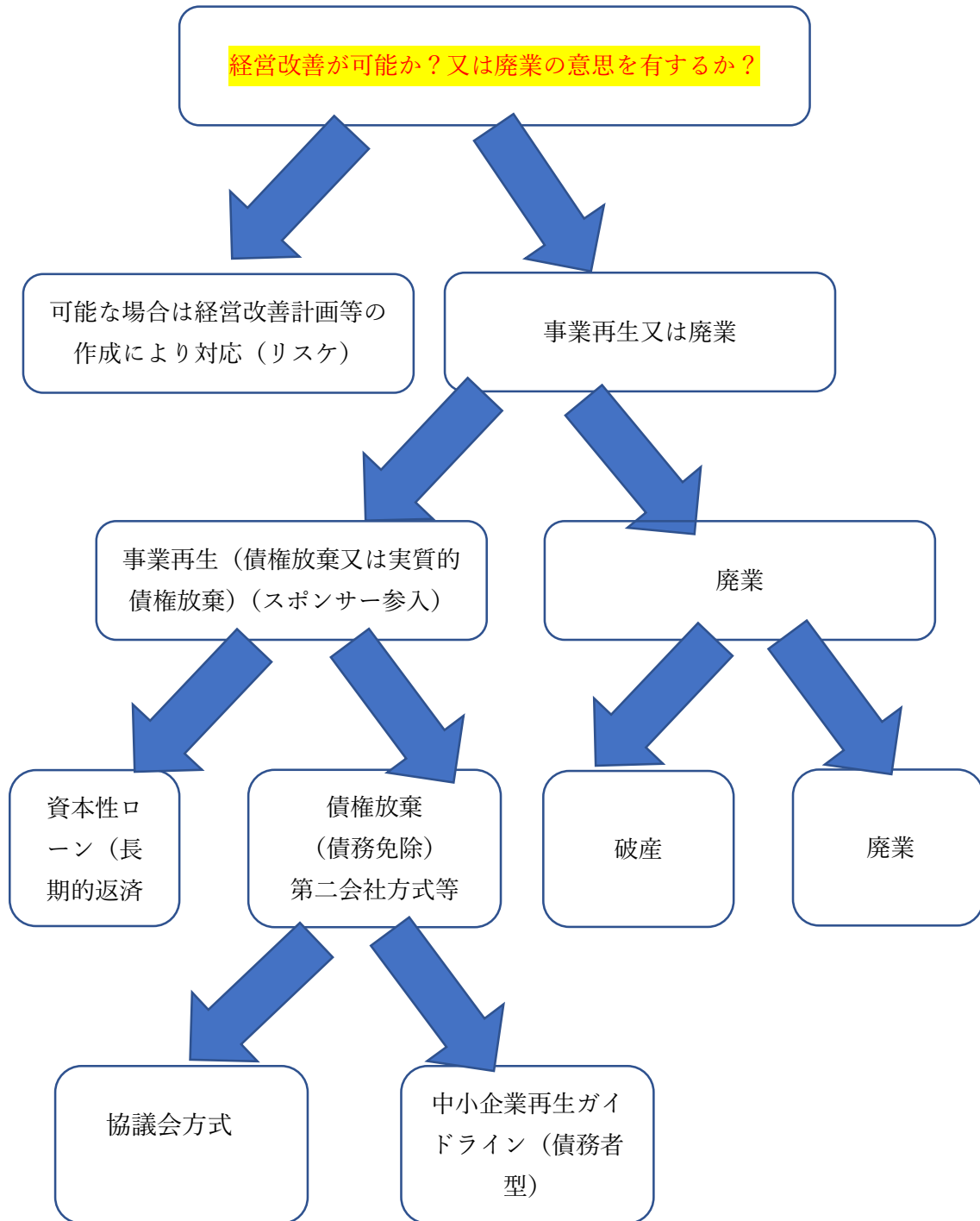
## 2 事業再生・廃業（破産を含む）の全体像及び相談体制

### （1）全体像

Q 債務が大きく窮境を感じている企業・個人事業主に対する対処法はどのようなものがあるのでしょうか。その全体像を教えてください。

A：まず、自力での経営改善が可能であれば、自力での経営改善を行います。  
：経営改善が難しいという場合には、事業を継続するかで否かで、大きく事業再生か廃業に分かれます。経営改善の場合には通常支払猶予（以下、「リスケ」といいます。）が行われます。  
：事業再生としては、資本金ローン又はスポンサーを利用した第二会社方式が主な手法になります。  
：廃業としては、金融債務等債務が少ない又は無い場合には、単に会社又は事業を閉鎖する廃業と、債務超過の場合の法的手続を利用した破産の手法があります。  
：なお、民事再生もありますが、様々な点で利用が難しいため、宮崎県でも年1件程度しか無く、チャートからは除いています。

図1 事業再生・廃業の選択フロー図



### (1) 自力再生としての経営改善

通常、決算書及び事業の分析を行い、自力（スポンサー等を利用しないということ）での債務の弁済が可能という場合には、中小企業経営強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）による経営改善計画策定支援又はよろず支援拠点による経営改善相談対応が行われることになると思います。

この場合は、通常、金融機関への債務について支払猶予・リスクが行われることになり、支払猶予が一定期間となり、その期間内に債務を弁済できるように社内体制を整えるという経営改善計画を策定し、半年後又は一年後から債務の弁済が開始されるという流れになることがあります。

ただし、本マニュアルでは、この自力再生としての経営改善は対象外とします。

### (2) 自力での事業継続困難

決算書及び事業の分析の結果、自力再生が難しいという場合には、事業を継続するかという点から、事業再生・廃業（破産含む）が検討されることとなります。

### (3) 事業再生

#### ア はじめに

まず、事業再生としては、資本性ローンによる手法や、スポンサーを利用した第二会社方式が主な手法になります。

#### イ 資本性ローン

資本性劣後ローンについては、DDS (Debt Debt Swap) が一般的ですので、この DDS の説明をしたいと思います。

DDS とは、債務者が債権者に対して負担している既存の債務の一部を劣後ローンに変更することをいいます。

資本性劣後ローンとは、資本的な性格を持った劣後ローンのことで、借入をしても自己資本と見なされるものを言います。

資本性劣後ローンとは、貸出債権の全部又は一部を十分な資本的性質が認められる劣後ローンに転換する場合をいいます。

そして、劣後ローンとは、他の特定の債権または一般の債権より支払い順位が劣るローンのことです。

この劣後ローンは、会社が倒産した場合に回収できる可能性が極めて低いため、株式と類似の正確を有しています。そこで、債務者の会計帳簿上は債務に分類されますが、金融機関の中の位置づけでは、自己資本（純資産）の一部とみなされます。

このようなことから、資本性劣後ローンと呼ばれることとなります。

資本性ローンは、一般的には、償還期限15年での一括償還を定めた長期償還が予定された劣後ローンであり、当初10年間は期限前弁済は禁止されるなどの特徴を有しています。

#### ウ 第二会社方式（債権放棄）

第二会社方式とは、一般的な定義は存在しないと思われませんが、概ね

- ①債務者と債権者である銀行・金融機関との協議・同意の上で、専門家による財務 DD・事業 DD を行い、
- ②債務者を支援するスポンサー又はスポンサーが設立する新会社に対して、事業譲渡又は会社分割を行い、
- ③スポンサーによる債務者に対する譲渡対価等を銀行・金融機関に弁済し、他方で金融債権については銀行・金融機関が債権放棄し、
- ④債務者自身は特別清算等の法的手続で消滅し、債務者の事業を引き受けた新会社が、事業を継続する、  
というものです。

第二会社方式は、債務超過に至っている会社・法人について、会計士等の専門家による調査を経て、スポンサーに事業を買い受けてもらい、事業の対価を銀行・金融機関に弁済し、銀行・金融機関から債務の免除を受けて、事業を再出発させるというものです。

この第二会社方式の実施を支援する機関として弁護士及び中小企業活性化協議会が存在します。

第二会社方式の詳細は、別のQを参照ください。

#### (4) 廃業

##### ア はじめに

最後に、業務を終了する廃業としては、金融債務等債務が少ない又は無い場合には、単に会社又は事業を閉鎖する廃業と、債務超過の場合の法的手続を利用した破産の手法があります。

##### イ 廃業

本マニュアルでの廃業は、法人及び事業者が債務超過（全資産を持ってしても全債務を弁済することが不可能又は著しく困難な場合）に陥っておらず金融債務を含めた債務について、資産により返済が可能である場合に、破産等の法的手続を取らずに、法人及び事業者の清算を行うことが可能な場合を対象とします。

##### ウ 破産

###### (ア) 対象

廃業は、債務超過に陥っていない法人及び事業者が対象となりますが、破産は、債務超過に陥っている法人及び事業者が対象となります。

###### (イ) 意義

破産は、債務者の総財産を凍結した上で、これを換価して全債権者に対し債権額に応じて配分し、最終的に法人の場合には法人格が消滅し、債務も消滅する手続です。

端的には、債務者の不動産等を売却し、その売買代金等で債務の一部を弁済し、法人の場合には法人そのものが消滅し、債務自体も消滅するという一方で、債務の支払を免れることが出来るというものです（最判平成15年3月14日民集57巻3号286頁）。



破産法は、法人である債務者が支払不能又は債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。）の場合に、破産手続を開始することが出来ると規定しています（破産法第16条第1項）。

法人及び事業者の状況が支払不能又は債務超過に陥っている場合には、破産手続を検討するということになります。

#### エ 民事再生（事業継続）

なお、法的手続としての民事再生もあるが、再生後、二次破綻の問題があり、費用も高いことから、宮崎県でも年1件程度となっている。

図2 比較図

	経営改善 (リスク)	私的整理 ・第2会社方式 ※特別清算、特定調停	民事再生	破産
事業継続の有無	継続	継続	継続	廃止
スポンサー	不要	必要	不要（例外あり）	不要
会社の状況	破産前	債務超過に近い	債務超過に近い	支払不能・債務超過
対象債権	金融債権	金融債権	金融債権 買掛債権 (公租公課除く)	金融債権 買掛債権 その他消費者ローン 等全ての債権
債権の取り扱い	全額分割返済	金融債務免除	金融債務免除 買掛債務免除	金融債務免除 買掛債務免除 その他全債務免除
債務免除 (債権放棄)	なし	一部金融債務免除	一部金融債務免除 一部買掛債務免除	全金融債務免除 全買掛債務免除 その他全債務免除
事業の継続会社	当会社	新会社 (旧会社は清算)	当会社	なし
代表者取扱	なし	破産又は経営者保証ガイドラインによる整理		会社と同時に破産
費用	補助制度あり	専門家費用相当額	予納金200万円以上	予納金数十万以上

## (2) 相談体制

Q 事業再生・廃業（破産含む）の経営相談については、よろず支援拠点・支援機関向けの相談体制はどのようになるでしょうか。どのような士業等が相談対応すれば良いのでしょうか。

A：弁護士，診断士，税理士及び会計士を中心に，社労士，銀行OB等の専門家のCOによる総合的な相談対応が望ましいです。

：初回相談の場合には，専門家のいずれか一人のCOでも対応可能です。初回相談の内容を踏まえて，弁護士を中心とした適切な専門家と共に相談対応することが望ましいと思われれます。

### 1 はじめに

事業再生・廃業（破産含む）に関する経営相談に対しては，様々な士業等専門家の総合的な対応が必要です。

### 2 法律専門家

特に，破産や再生その他法的手続きについては，破産法・会社法・民法等の法律知識が必要になりますので基本的には弁護士等法律家による対応が必要です（当然ながら弁護士法等業法を遵守した形での対応になります。）。

### 3 診断士・税理士・会計士

また，資金繰り，決算書分析等も必要になりますので会計について対応可能な中小企業診断士（以下，「診断士」といいます。），税理士及び公認会計士（以下，「会計士」といいます。）のいずれかによる対応が必要です。

### 4 社労士

さらに，未払賃金等労働問題も関係することが多いため，社会保険労務士（以下，「社労士」といいます。）による対応も必要です。

### 5 銀行OB及び会社経営者等

その他，事業再生でスポンサーを探す場合などには，いわゆる事業承継・引継ぎ支援センターや銀行OBの方による支援などが必要な場合もあります。

加えて，当然ながら士業に限らず，企業経営に造詣の深い方（会社経営者等を含む）による支援が必須な場合もあります。

### (3) 対象—中堅企業・中小企業・個人事業主

Q 主にどのような企業・個人事業主について事業再生、廃業等の相談対応を行うことになるのでしょうか。相談者が中堅企業や中小企業、個人事業主の場合に対応が変わることになるのでしょうか。

A: ①結論から申しますと、個人的意見ですが、まず、中堅企業の場合には、経営改善・事業再生を中心とした相談対応になり、廃業・破産等の検討順位は低いと思われます。

②他方で、小規模企業者ということになりますと、経営改善が最優先ではありますが、相談のタイミングによって、事業再生の可能性が低く、廃業・破産等の検討をせざるを得ない場合も相当程度あるかと思えます。

③このように、企業規模等から必要とする支援内容が変わってくるがあると思えます。

: 個人的意見としては、よろず支援拠点として

①どのような選択肢があるのかという情報提供

②相談者が選択するために必要なヒアリング・調査等,

③選択肢を実行するための伴走支援・チーム支援

④場合によって支援機関・専門家との調整

等の対応を行うべきと考えられます。

## 1 定義

### (1) よろず支援拠点の相談者について

よろず支援拠点においては、雑感ですが、相談者は、年間売上金額1億円以下、従業員10人以下の会社・個人事業主が多くを占めていると思えます。

基本的には、企業規模によって相談対応が変わることになりますので、この点について、ご説明します。

### (2) 中小企業基本法での定義

ところで、中小企業の定義としては、中小企業基本法に基づくと

①製造業、建設業、運輸業その他の業種については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

②卸売業については、資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

③サービス業については、資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

④小売業については、資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

を指します。

他方で、「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサー

ビス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者をいいます。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※中小企業庁 HP より引用

### (3) 中堅企業について

中堅企業という言葉がよく使用されますが、これには法律上の定義があるわけではありません。

イメージとしては、従業員が50名から100名以上であり、年間売上金額としても数億円を超える企業が想定されているのではないかと考えられます。地域を支える企業、地域の中核企業というイメージで使用されていることが多いと思われます。

## 2 よろず支援拠点の相談対応—中堅企業の場合

### (1) はじめに

よろず支援拠点の場合、小規模企業者が相談者の多くを占めることと思われます。

しかし、当然ながら、よろず支援拠点の相談者として、小規模企業者以上の法人・事業主であることもあり、中堅企業も相談者に存在すると思いますので、中堅企業クラスの相談についてご説明したいと思います。

### (2) 中堅企業

#### ア 方向性

中堅企業の場合、基本的には、経営改善・事業再生を中心に検討することになると思われます。

#### イ 第一に経営改善を検討すべきであること

中堅企業の場合、債務超過に陥っていたとしても、不動産等の換価可能な資産を所有していることが多いと思われます。

また、中堅企業の場合、企業が債務超過に陥ったとしても、事業自体はブランド力を有し、一定程度の収益性があることが多いのが特徴です。

そうすると、中堅企業が、不採算部門からの撤退や、役員報酬、従業員給与の引き下げ、その他あらゆる経費削減、場合によって人員整理等を行う場合には、企業全体としては、相談時点でも赤字であっても、将来的に黒字にすることは可能な場合があります。

このように、中堅企業の場合、

- ①換価可能な不動産等の資産の売却による債務総額の減少
- ②不採算部門からの撤退（商品の限定、店舗閉鎖等）による体質改善
- ③役員報酬、従業員給与の引き下げによる経費削減
- ④あらゆる経費削減（仕入費用・光熱費の削減等、原価だけでなく販管費の削減）
- ⑤最悪人員整理による経費削減

等を経ることで、経営改善が十分に可能です。

ウ 経営改善が困難な場合でもスポンサーを利用した事業再生の検討が可能であること

(ア) 自力再生が困難な場合

ただし、中堅企業であっても、条件変更・リスクや、資産の売却、人員整理等による経営改善だけでは債務超過の困難が将来的にも困難という場合があります。

(イ) スポンサーの可能性

しかしながら、中堅企業の場合は、不採算部門以外の中核となる事業自体だけであれば、ブランド力もあり収益性がある場合であれば、スポンサーへの事業譲渡・会社分割等による事業再生も十分に考えられます。

中堅企業の場合、その企業名や商品名の地域への浸透度は高いと思われるので、そのような場合には、スポンサーによる事業の買取も十分にあり得ます。

(ウ) 第二会社方式の可能性

例えば、第二会社方式を活用しますと、債権放棄により債務超過が解消された状態で、収益性のある中核事業が残りますので、再生の確率も高いものとなります。

(エ) 金融機関の対応

また、中堅企業を支える金融機関としても、中堅企業が破産、廃業等を行った場合への地域への悪影響を考慮すると、債権放棄を含めた事業再生を検討することは十分に考えられます。

よって、中堅企業の場合には、そのブランド力及び一定程度の収益性があり、

- ①スポンサーが現れる可能性が相当程度あること
- ②金融機関も破産・廃業より債権放棄を伴った事業再生に検討の余地があることから、経営改善が困難であっても、事業再生を検討すべきです。

(3) 中堅企業の事業再生についてよろず支援拠点が対応すべきこと

ア 支援機関について

(ア) はじめに

では、中堅企業について、事業再生を検討すべきという場合には、どのような支援機関等が関係するののかについて説明したいと思います。

基本的には、債権者である金融機関（保証協会を含む）、スポンサーに関して事業引継支援センター、債権者との調整について弁護士等の専門家及び中小企業活性化協議会が関係すると思われます。

#### (イ) 金融機関

事業再生の場合には、債権者である金融機関に債権放棄等の痛みを伴う支援をお願いすることになりますので、当然、金融機関の理解が必要です。

#### (ウ) 事業引継ぎ支援センター

次に、スポンサー探しについては、民間の事業承継・M&A 会社が存在しますが、費用も相当程度要しますので、費用の捻出が困難という場合には、事業引継支援センターの協力が必要になると思います。

#### (エ) 弁護士等専門家及び活性化協議会

さらに、債権者である金融機関間の調整については、弁護士等の専門家及び活性化協議会による支援が考えられます。

イ よろず支援拠点としての対応

#### (ア) 方向性

中堅企業の事業再生の場合、よろず支援拠点としては何をすべきかといいますと、個人的意見としては、

- ① どのような選択肢があるのかという情報提供
- ② 相談者が選択するために必要なヒアリング・調査等、
- ③ 選択肢を実行するための伴走支援・チーム支援
- ④ 場合によって支援機関・専門家との調整になるかと思えます。

#### (イ) 内容

そもそも、中堅企業を含め、債務超過で資金繰りに窮するという経験は、企業にとって経験が豊富というわけではありません。

そうしますと、そもそも、債務超過の場合に、どのような選択肢があるのかということ自体を知らない、知っていたとしてもその選択肢の深い認識が出来ていないということは十分にあり得ます。

そこで、よろず支援拠点には、弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士、企業経営者等様々な専門家が所属しています。

よろず支援拠点の専門家によって、①の情報提供を行うということが重要であると考えられます。

### 3 よろず支援拠点の相談対応—中堅企業以外・小規模企業者の場合

#### (1) 方向性

中堅企業と異なり、小規模企業者の場合、よろず支援拠点の相談対応も異なることが多

いと思われます。

全ての場合にあてはまるわけではありませんが、スポンサーを前提とした事業再生の可能性が、中堅企業に比較すると低い場合が多いと思われます。

## (2) 小規模企業者

### ア 最優先は経営改善

小規模企業者も中堅企業と同様に、経営改善がまず最優先であるということは言うまでもありません。

### イ 事業再生が困難な場合が少なくないこと

#### (ア) まずは中核事業を見つけ出すこと

次に、小規模企業者で債務超過の解消について経営改善では困難な場合にはどのように対応すべきでしょうか。

まずは、小規模企業者の場合、中核となる事業を見つけることが優先されます。中核の事業を基にスポンサーを探すことも考えられるからです。

#### (イ) 中堅企業と比較するとスポンサー探しが困難であること

しかしながら、小規模企業者の場合、企業規模が中堅企業と比較すると小さく、中堅企業のように不動産等の換価可能な資産が少ない又は無いという場合も多く、部門が複数あるというわけではなく、会社全体として不採算であるという場合もあります。

人件費の削減や人員整理を行うということは考えられますが、資産の売却によって債務総額を減少させるという手法をとることが困難な場合が少なくないと思われます。

いずれにしろ、収益性のある中核事業を有している中堅企業と異なり、採算性のある中核企業を買い取るといったスポンサーが現れる可能性が、中堅企業に比較すると低いと思われます。

そうすると、中堅企業であれば金融機関による債権放棄によって債務の総額を減らし、スポンサーの下で、債務超過を解消して事業を継続するという事業再生は困難な場合も少なくないと思われます。

## (3) 支援機関

債務超過にある小規模企業者の場合には、中堅企業と異なり、事業引継支援センターへの登録を行った場合でも、

①スポンサーが見つかる可能性も低く、

②中小企業活性化協議会による支援を受けられる可能性も低くなること  
が多いと思われます。

## (4) 小括

以上から、小規模企業者の場合には、経営改善が最優先であることは間違いありませんが、債務超過の場合には、事業再生の可能性が中堅企業と比較すると低くなるということは留意が必要だと思われます。

## 4 総括

以上から、債務超過にある企業について、小規模企業者の場合にはまずは、事業再生を検討すべきです。ただし、再生の支援を受けられる可能性が中堅企業ほどは高くないという点に留意が必要です。

Q 上記の質問とも重なるかもしれませんが、主にどのような業種の方々を中心に対応することになるでしょうか。

A：コロナ禍では、全ての業種が影響を受けていることとなりますが、その中でも特に、大きな影響を受けている業種は、飲食業、宿泊業になると思われます。

コロナ禍が収束していますが、売上げはコロナ前より下がり、借入金額はコロナ前より増加していることが多いと思われるため、全業種に対して、本マニュアルに関する対応は必須と思われます。



#### (4) 支援のタイミング

Q よろず支援拠点に相談に来られる企業の方々に対して、どのようなタイミングで事業再生や廃業等に関する支援を行うことになるのでしょうか。

A：よろず支援拠点に相談に来られる企業としては、全くの破産状態である企業は少ないと思われる。このような企業は、弁護士に相談に行く可能性が高いからです。

相談に来られた企業が、ほぼ破産しかないという場合であれば、弁護士の相談対応が必須と思われる。

しかし、よろず支援拠点に来られる企業としては、まず、経営改善からという相談が多いと思われる。

よろず支援拠点の支援としては、伴走型支援を行っていると考えられますので、企業がどのような状況にあるのかを見極める必要があるかと思えます。

結局は、企業の状況の進行具合を見極めながら支援を選択する必要があると思われる。

#### 1 企業の状況に対応した支援

##### (1) はじめに

概して、企業の状況として、初期、中期、末期があると思われる。

初期の相談として、経営改善対応を行っていた場合でも、現在のコロナ禍やその他の事情により、企業が中期、末期に進行するということは十分に考えられます。

##### (2) 見極めについて

特に、重要な見極めとしては、初期と中期の境目だと思われる。

中期までの間に事業再生が出来なければ、破産等の法的整理や廃業の可能性が高くなります。

そこで、よろず支援拠点としては、企業の状況を初期に食い止めることが最優先です。

しかし、コロナ禍では、企業の自助努力では打開困難な場面も多く、企業が中期、末期に進行することがあります。

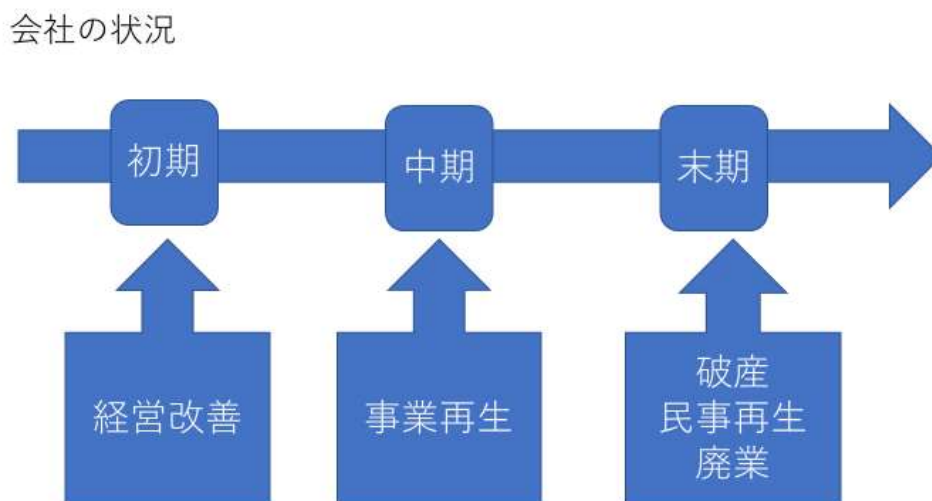
そこで、相談対応としては、経営改善に取り組むことを行いつつ、最悪の場合、末期になり、廃業等も検討せざるを得ないということを踏まえた上での相談対応が必要です。

##### (3) 必要な説明

よろず支援拠点としては、経営改善の対応を行いつつ、企業には、中期、末期になった場合には、どのような手続を経なければならぬのか等を、予め理解・説明しておくことが重要です。

その上で、資金繰り表や決算書の状況を踏まえて、適切な時期に、事業再生や破産、廃業等に関する情報提供を行うことが必要です。

図3 会社の状況図



※参考として会社の末期としては、資金繰りが来月にはもたず、金融機関からの借入も困難であるというような状況が挙げられる。

(5) 相談の際のヒアリング内容

Q 相談にあたってどのようなことをヒアリングする必要があるのでしょうか。

A: まずは、

①債権者及び債権の総額の把握です。

そのために、債務者に債権者一覧表を作成してもらい、債権者及び債権の総額を把握してください。

特に会社に対する債権債務と代表者・役員に対する債権債務について、区別して把握する必要があります。

債権者一覧については、会社自体と代表者・役員を区別して別々に作成してください。

②売上や貸借対照表、損益計算書の把握も必要です。

決算書の提出をしてもらい、年間売上高や、資産の把握及び債務超過であるか否かを把握する必要があります。

また、資産がある場合には、債務者に財産一覧表も作成してもらうことが必要です。

この資産についても、会社自身の財産と代表者・役員の財産を区別して作成することが必要です。

資産の売却によって、債務の弁済が可能かどうかを検討することが出来ます。

③①②を把握した上で方向性の検討が可能となります。

また、売上高と債務の状況を比較して、破産や廃業等を避けられるかどうかを検討することも出来ます。

これらの把握は、方針の作成に必須ですので、必ず把握するようにしてください。

以上に関して

- ・債権者一覧表の作成（会社と代表者・役員それぞれで作成）
  - ・財産一覧表の作成（会社と代表者・役員それぞれで作成）
- を必ず行うようにしてください。

Q よろず支援拠点コーディネーターとしての相談の心得としてどのようなことがあるでしょうか。

1. よろず支援拠点の廃業支援の目標

- (1) 廃業まで事業者や関係者の痛みが少なく進むよう廃業支援を提供する。
- (2) 判断基準を明確化し、適切なタイミングで廃業支援を実施する。
- (3) 廃業としての結果を経営者や関係者が受け入れられるよう、相談企業の根本的な問題を洗い出して、見える化し、経営者等の十分な理解を得て支援を進める。

## (6) 手続の検討について

Q 経営状況が著しくない会社・法人が相談に来た際に、相談対応者としては、経営改善、事業再生、破産、廃業をどのように振り分けて考えれば良いのでしょうか。

A: この点については、事例により様々な状況から判断しなければならず、ケースバイケースではありますが、以下の考慮要素を参考に振り分けを検討することになると思います。

### ①以下の各債務額

- ア 金融債務
- イ 買掛金等仕入・取引債務
- ウ その他消費者金融等債務
- エ 労働債務（人件費）
- オ 公租公課債務（租税債務，社会保険料等）

### ②①の債務総額と売上高との比較

### ③相談者の会社・法人に対するスポンサーの有無及びスポンサーの支援額

### ④営業利益の有無

:状況から見て廃業という選択肢にならざるをえないとしても、破産の検討の際には、経営者保証ガイドラインにより、代表者個人の破産を免れることができないかという点は、検討して頂きたいと思います。

## 1 方向性について一まず経営改善

### (1) 心構え

繰り返しになりますが、債務超過等に陥っていたとしても破産・廃業とは限りません。よろず支援拠点の姿勢としては、どのような企業でも経営改善・再生が可能であるという前提で、相談に臨む必要があります。

そのため、債務超過に陥っていたとしても、資産を売却することにより債務の減少を図るといった経営改善計画を検討することや、全額の返済が難しい場合でも、まずは、債権放棄・債務免除，第二会社方式等を活用して、事業再生を図るという姿勢が大事であることに変わりはありません。

それらを試みても難しいという場合に破産・廃業の検討となります。

### (2) 営業利益の有無

次に、営業利益があるか否かも重要です。そもそも、借金を返済することが法律上の義務であり、その原資は営業利益になります。

営業利益の有無が、方向性を決定する一つの要素になります。

## 2 スポンサーを前提とした事業再生を検討すべき場合

経営改善では、非常に厳しいという状況では、スポンサーを探すという方法により事業再生を検討すべきです。

仮に企業が債務超過であってもスポンサーの支援が確実であり、そのスポンサーからの支援が会社・法人の事業の買取分だけでなく、事業再生の手続が終了するまでの運転資金等についても支援が見込まれる場合は、破産の必要性が全くありません。

### 3 スポンサーが見つからない場合

#### (1) ケース

企業が債務超過であり、さらに、様々な策を検討しても弁済が極めて困難でスポンサーも見つからない場合で、事業再生も困難で以下に該当する場合には、やむを得ず破産を検討するということはあるかと思えます。

ケース①公租公課債務・滞納額が大きい場合

→破産以外で公租公課債務の免除は見込めないため

ケース②消費者金融の債務が大きい場合

→これも破産以外の私的整理等で債務免除が見込めない場合が多いため

ケース③債務総額が売上高より大きい場合、特に債務総額が売上高の2倍を超える場合等

→①の債務総額が売上高より大きな場合、特に債務総額が売上高の2倍を超えている場合、分割で返済するとしても10年・20年以上掛かる場合があり、①の債務総額を返済することは事実上困難であるため

#### (2) 方法検討

これらの場合には、やむを得ず破産を検討するということはあるかと思えます。

しかし、その場合でも、経営者保証ガイドラインを活用し、代表者個人は破産を避けるといった方法を検討することが必要だと思えます。



(7) 弁護士に相談するタイミング

Q よろず支援拠点の相談員としてどのようなタイミングで弁護士会等を通して、弁護士に相談すべきでしょうか。

A：難しい問題ですが、債務超過に陥っている状況であれば、ひとまず、弁護士に相談することが考えられます。

ただし、債務超過であっても、スポンサーの存在により、第二会社方式等の私的整理を活用した事業再生は可能です。

このような点に十分に留意して、弁護士に相談すべきではないかと考えます。



## (8) 事例紹介—第二会社方式

### ア 事例内容

事業再生の例として第二会社方式を活用した事例を示します(特定されないように、実際の事例を改変しています)。事例を踏まえて、どのような対応が必要かという点をご理解頂きたいと思います。

①甲市のホテル乙は、数十年に亘って、地域の経済界を支える場所として機能していました。

しかし、10年以上前に、老朽化した施設の改築や大規模な増築を行いました。

その際に、2億円を超える借入れを行ってしまいました。

その後、数年は売上げが良かったのですが、時代の流れとともに大規模な宴会等が徐々に減少し、売上げが右肩下がりとなってしまいました。

債権者数：10名

債権総額：3億円(金融機関4行、公租公課、買掛債務等含む)

②一旦は、自力再生を目指し、経営改善計画の作成に取り組みました。

しかし、決算書等を分析したところ、到底、自力再生は困難ということになりました。

そのため、よろず支援拠点としては、事業再生として債権放棄を含めた第2会社方式を含めた選択肢を提案しました。

その提案を受け入れた後継者と金融機関でスポンサーを探したところ、同じ市内の異業種が名乗りを上げました。

③後継者は、よろず支援拠点からの相談助言を受けて、金融機関(保証協会を含む)に対して、何度か、スポンサーを前提とした第2会社方式の説明をしました。また、後継者は、これも、よろず支援拠点からの相談助言を受けて、スポンサー最終的な内諾も得られました。

④最終的には、破産手続がありましたが、新スポンサーに対する事業譲渡がなされ、会社分割(許認可との関係)が実行され、新会社が設立されました。

その後、スポンサーが、ホテルの内装等に数千万円を投資し、ホテルの再出発がなされました。

### イ よろずで対応したこと

①決算書等の分析をして自力での経営改善は困難と判断

②資産価値の高い不動産のDD→不動産鑑定士の簡易評価

③事業DDによる事業計画→診断士による作成支援

④財務DDによる事業価値の算定→会計士、税理士による作成支援

⑤法務DD及び法的手法の方針→弁護士による作成支援

⑥債務者と全金融機関とのバンクミーティングに参加

⑦債務者によるスポンサー候補への事業再生計画案提示の支援

⑧債務者と活性化協議会との協議への支援

※上記の事例のような相談があった場合には、②③④⑤を行う必要があります。

※また、スポンサーに金額を提示する前提として②④が必須です。

※方針確定には、⑤が必要です。

(9) 事例紹介—破産等を行わない場合の事例

破産は最後の手段なのですが、破産しかないという状況の場合に、破産をしないとどのようになるのかという事例を紹介します。

事例

食品加工会社Aは、ヒット商品があり、テレビや新聞等に取り上げられ、売上が1億を超え、大手との契約も締結していました。

そのため、売上げを更に伸ばすために、新規に工場を建築し、人員も増員して、生産拡大に努めていました。

しかし、取引上のトラブルの解決に失敗し、大手との取引等も一切、無くなってしまいました。

そのため、当然ながら、売上げが減少し、人員も徐々にカットせざるを得ませんでした。

様々な新商品の開発を試みましたが、売上げの減少を補うことが出来ず、最終的には、従業員も一人ということになってしまいました。

当然、金融機関等に対する弁済も出来ない状態が続き、経営改善等も試みましたが、従来の売上げには遠く及びませんでした。

スポンサーも探し、興味があるという会社はありましたが、交渉が最終的には破談となってしまいました。

そのため、破産を検討せざるを得なかったのですが、経営者が破産に頑として反対し、結局のところ、なし崩し的に競売等が始まってしまいました。

工場等も全て失ってしまい、破産も出来ないため、会社は休眠状態ですが、金融機関やその他の債権者から請求が、会社を事実上閉鎖して数年経過した時点でも続いています。元代表者は、現在でも毎月数千円を払っては、担当者に、支払を待ってもらおうという生活が続いています。

このように、どうしようもないという場合には、廃業の費用が捻出できる時点で、廃業を検討する必要もある場合があります。

### 3 事業再生

#### (1) 手法

Q 事業再生の手法の概要を教えてください。

A : ①事業再生は、法律上の定義はありませんが、概していえば、債務超過に陥っている会社・法人について銀行・信金等の金融機関が会社・法人に対して債権放棄（債務免除）や資本金劣後ローン等を行い、会社・法人（以下、個人事業主も含まれます）の債務の弁済を緩和して会社の救済を図ることをいいます。

②基本的には事業再生は、私的整理の場合を指します。また、事業再生の手続においては、対象債権も、基本的に金融債務に限定されます。

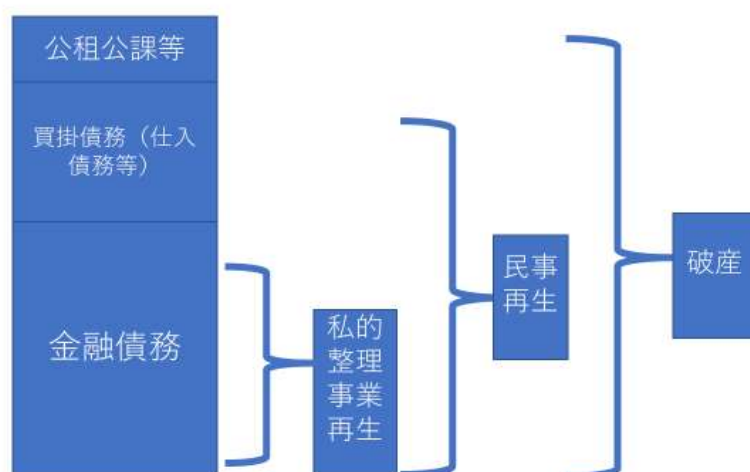
③事業再生の種類としては、資本金ローン、債権放棄（第2会社方式）の2種類が主であると考えられます。

※金融機関等の債権者の側から見ると債権放棄を行うということになり、金融機関等から借り受けている会社・法人等の債務者から見ると債務免除を受けるということになります。そのため、債務免除と債権放棄は一つの場面の表裏の関係になります。

※債務超過に陥っている会社・法人が破産・廃業をせずに、事業の立て直しを行う場合を指すことが多いと思われます。

事業再生を進める上では、以下の図のように、対象となる債権がどの範囲であるのかを理解することが非常に重要です。

図4 対象債権（債務）



31

※この図に記載の通り金融債務が私的整理の対象であり、それ以外も対象とするのが法的

整理と一応分類出来るかと思います。

## (2) 私的整理と法的整理

Q 私的整理と法的整理という言葉をよく聞きますが、どのようなものなのでしょうか。

A: ①一般的な定義があるものではないと考えられますが、概して、私的整理とは、(選別した)債権者(金融機関)との協議により債務を整理(条件変更, 債権放棄(債務免除)等)するものといえると思います。

②一般的な定義があるものではないと考えられますが、法的整理は、法的倒産手続であり、裁判所を利用した法的手続である破産等の清算型手続、民事再生等の再建型手続によって、債務を整理(条件変更, 債権放棄(債務免除))するものといえます。

### 1 私的整理について

#### (1) 意義

私的整理は、対象となる債権者との協議(原則として債権者全員の同意が必要)により債務を整理するものです。

基本的には、私的整理における債権者は、金融機関(保証協会を含みます)に限定されています。

法的手続によって債務を整理するものではないため、債務者と債権者の協議・調整によって進められる点が特徴です。

#### (2) 私的整理の特徴

私的整理の特徴としては、まず、

①対象債権者を限定出来るという点が挙げられます。

破産や民事再生では、商取引債権も、手続の対象となります。しかしながら、私的整理の場合には、債権者を金融債権者に限定できます。

次の特徴としては、

②対象債権者の原則同意が必要という点が挙げられます。民事再生手続等では、多数決原理によって、再生計画が決定されます。

しかしながら、私的整理では、対象債権者全員の同意が必要となります。なお、特定調停の場合には、積極的な同意ではなく、消極的な同意(決定に対して反対の意思表示をしない)という形でも再生計画が成立可能です。

さらに、

③専門家による検証が必須です。基本的には、金融債権者に納得してもらうために、弁護士、公認会計士、診断士等専門家のDDが実施され、事業再生計画案が作成されます。

これらが、私的整理の特徴といえます。

#### (3) 私的整理の分類

私的整理についても、再建型手続と清算型手続があります。

再建型手続については、事業を継続させるものであり、中立・公正な第三者を介して一定

のルールの下で、金融機関債権者のみを対象とする準則型私的整理を指すものといえます。

これは、私的整理ガイドライン<sup>1</sup>（以下、「私的整理 GL」といいます。平成13年9月に私的整理ガイドライン研究会が発表したもの）や、特定調停、中小企業活性化協議会などに基づくものです。

他方で、事業を消滅させる清算型手続もあります。

ここでは、事業再生がテーマですので、再建型手続を対象とします。

#### （4）私的整理の種類

##### ア はじめに

再建型の私的整理としては、準則型私的整理として、私的整理ガイドラインに基づく私的整理が中心であり、特定調停、協議会、REVIC等の手続・機関を利用した私的整理が主に行われています。

##### イ 私的整理 GL に基づく私的整理

私的整理 GL は、正式名称は、「私的整理に関するガイドライン」であり、平成13年9月に、私的整理ガイドライン研究会によって策定され、公表されたものです。

全銀協等金融界の全国組織が参加したものであり、法的ルールではありませんが、金融界の紳士協定として金融機関が遵守しているものです。

私的整理 GL は、協議会のように専門家が支援手続を実施するというものではなく、組織が存在するというものでもなく、手続の準則（ルール）そのものを指すものです。

よって、私的整理 GL に基づいて私的整理手続を実施するのは、債務者と債権者（金融機関）ということになります。

なお、私的整理 GL は、手続だけでなく、再生計画案がどのような内容であるべきかという要件を定めており、3年以内の債務超過解消、経営者責任等が記載されています。

この私的整理 GL の要件を緩和した中小企業再生ガイドラインが令和4年に制定されています<sup>2</sup>。

##### ウ 特定調停を利用した私的整理

裁判所で行われる手続であり、特定調停法に基づくものですが、私的整理の一つとして分類されています。

複数の債権者に対する調停を同一期日に指定して債務整理を行うことが出来、一部の債権者が同意しない場合に、裁判所は職権で民事調停法17条の調停に代わる決定をすることが出来ます。2週間以内に異議が出ない場合には、決定が裁判上の和解と同一の効力を有します。

---

<sup>1</sup> [https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news170331\\_3.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news170331_3.pdf)

<sup>2</sup> <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/adr/sme/sme-gl/sme-guideline.pdf>  
基本的には、私的整理ガイドラインに基づく私的整理が中心であるが、中小企業が対象であることを考慮して、要件が緩和されている部分がある。

日本弁護士連合会（以下、「日弁連」といいます。）は、特定調停スキーム<sup>3</sup>による私的整理を推奨しています。

#### エ 協議会

中小企業活性化協議会は、産業競争力強化法に基づいて設置された機関であり、私的整理手続の支援を行っています。

また、協議会は、再生計画策定の支援等も行っています。

#### （５）小括

私的整理を実施するに当たっては、それぞれの特徴、メリットデメリットを理解した上で、手法を検討するということが必要になります。

## ２ 法的整理

法的整理は、法的倒産手続であり、裁判所を利用した法的手続である破産等の清算型手続、民事再生等の再建型手続によって、債務を整理（条件変更、債権放棄（債務免除））するものといえます。

本マニュアルでは、法的整理の清算型手続の中心である破産も、相談に当たって最後の手段としては理解しておいた方が良いと考えられますので、詳細を、後に説明したいと思います。

---

<sup>3</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/chusho/tokutei\\_chotei.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/chusho/tokutei_chotei.html)

### (3) 資本性ローン

Q 資本性劣後ローンとはどのようなものなのでしょうか。

A：事業再生の一つと位置づけられる資本性劣後ローンとは、資本的な性格を持った劣後ローンのことで、借入をしても自己資本と見なされるものを言います。

#### 1 (1) 意義

資本性劣後ローンについては、DDS (Debt Debt Swap) が一般的ですので、この DDS の説明をしたいと思います。

DDS とは、債務者が債権者に対して負担している既存の債務の一部を劣後ローンに変更することをいいます。

資本性劣後ローンとは、貸出債権の全部又は一部を十分な資本的性質が認められる劣後ローンに転換する場合をいいます。

そして、劣後ローンとは、他の特定の債権または一般の債権より支払い順位が劣るローンのことです。

#### (2) 位置づけ

この劣後ローンは、会社が倒産した場合に回収できる可能性が極めて低いため、株式と類似の正確を有しています。そこで、債務者の会計帳簿上は債務に分類されますが、金融機関の中の位置づけでは、自己資本（純資産）の一部とみなされます。

このようなことから、資本性劣後ローンと呼ばれることとなります。

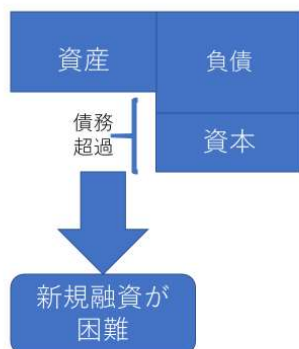
#### (3) 内容

資本性ローンは、一般的には、償還期限 15 年での一括償還を定めた長期償還が予定された劣後ローンであり、当初 10 年間は期限前弁済は禁止されるなどの特徴を有しています。

帳簿上は債務に分類されるのですが、金融機関では自己資本（純資産）の一部とみなされます。そのため、融資が可能となります。

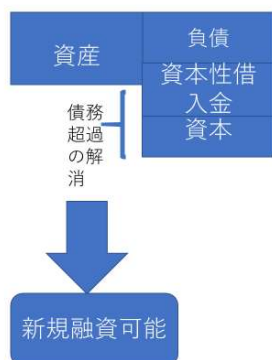


図5 資本性ローンの必要性



41

図6 資本性ローンの効果



42

#### (4) 債権放棄（債務免除）

Q 事業再生の一手法である債権放棄（債務免除）とはどのようなものでしょうか。

A：①債権放棄は、概していえば、債権者の側から債務者に対して有する債権を放棄し、その放棄した債権については請求を行わないというものです。

他方で、債権放棄は、債務者の側からは、債権者から債務を免除する旨の意思表示を受け、その債権が消滅する債務免除ということになります（民法519条）。

そのため、基本的には債権放棄と債務免除は同義ということがいえると思います。

②債権放棄は、直接債権放棄と第2会社方式による債権放棄の2種類があります。

##### 1 特徴等

この債権放棄（債務免除）は、事業再生の一手法として存在します。

資本性劣後ローンは、債権額債務額自体は維持され（債権放棄、債務免除をしない）、ただ、その債権の回収が他の債権者に劣後するというものです。

他方で、債権放棄を利用した事業再生は、債権額・債務額自体が減額する場合を指します。

この点で、資本性劣後ローンと債権放棄では、債権額自体に変動があるか否かという点で、全く異なります。

債務者からすれば、債務免除を受けた場合の方が、当然ながら、債務の弁済が容易になり、債務超過を解消することなどが可能となりますので、債権放棄（債務免除）を望むということになります。

##### 2 種類

この債権放棄は、

①直接債権放棄（第2会社方式等を利用せず、債務者が存在しつつ、債権放棄・債務免除を実施する場合）と、

②第二会社方式による債権放棄（債務者自体（会社・法人）が、債権放棄・債務免除とセットで破産・清算等により法人格が消滅する場合で事業自体は、他社に承継されるもの）の2種類があります。

税務上の取り扱いから②の第二会社方式の方が多く利用されていると思われませんが、①の直接債権放棄も少なからず存在するようです<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> 事業再生は、債権放棄案件に限らず、非公開・非公表が前提ですので、断定が出来ず、印象を基に述べることとなりますことをご了承ください。

## (5) 直接債権放棄

Q 直接の債権放棄とはどのようなものなのでしょうか。

A：直接の債権放棄は、会社・法人の過剰債務について、第2会社方式によらずに、会社・法人及び事業を存続させたまま（破産、清算等による法人格の消滅を伴わずに）、金融機関の債権を放棄する事業再生手法です。

### 1 意義

端的に、金融機関の債権を放棄し、債務者会社・法人からすれば、金融債務が相当額減少するというものであるため、債務者の会社・法人からすれば債務超過も解消し、返済額も減少するというものです。

### 2 問題点

#### (1) はじめに

しかしながら、私的整理手続において、直接債権放棄を行う場合には、債権者の側と債務者の側に税務上の問題が発生する可能性があり、それらの問題に注意しなければなりません。

#### (2) 債権者側の問題点

##### ア 原則

すなわち、債権者側からすると、債権を放棄することは、法人税法上の寄付金に該当し、損金に算入されない可能性があります。

法人税法上寄付金とは、その名義を問わず、金銭その他の資産又は経済的利益の贈与又は供与であるとされています（法人税法第37条）。

したがって、債権放棄は、この文言に該当し、原則として損金算入が制限されます。

##### イ 例外

例外的に、合理的な再建計画である場合等（法人税法基本通達9-4-2、詳細は、国税庁のHP<sup>5</sup>を確認ください。）には、損金算入も可能であることにはなっています。

しかしながら、この「合理的」かどうかという判断は、事案によりますので、直接債権放棄については、債権者側に、この損金算入という問題をクリアできるかが最大の課題となります。

#### (3) 債務者側の問題点

次に、債務者側としては、金融機関から債務免除を受けた場合には、債務免除によって発生する利益は、益金となり債務免除益として法人税等の課税対象となります。

この課税によって、債務者が多額の納税をすることになれば、そのこと自体も経営に対する影響が相当大きなものとなる。

<sup>5</sup> <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/13/01.htm>等を参照してください。

この課税に対処する方法として、青色欠損金との相殺が可能ですが、青色欠損金がない場合には、相殺も困難です。

### 3 小括

以上から、直接債権放棄については、二つの大きな問題があることから、債権放棄を行うとしても、事案によっては第2会社方式を活用することが望ましい場合もあるかとは思いますが。

ただし、第二会社方式では、許認可の承継が困難であるという場合などには、第二会社方式では無く、この直接債権放棄の手法を検討すべきことになるかと思えます。

その際には、上記の法人税法上の問題に対処しつつ、事例に対応するということとなります。

Q 債権放棄の特定調停に関する事案としてはどのようなものがありますでしょうか。

事案：ア 建設業を営むA社は、公共事業の入札制度改革に伴い、公共事業の請負件数が減少し、負債が数億円を超える状況となってしまいました。

#### イ 原因

年々、公共事業自体が減少しているため、自力での再生が困難ということになり、A社はスポンサーによる支援を想定した再生計画の策定を図りました。

#### ウ スポンサーとの交渉の頓挫

A社とスポンサー候補との交渉は、負債が相当な額であるため難航し、第二会社方式を用いて、A社の事業を新会社に譲渡し、A社自体は特別清算手続を行って、負債の大部分を消滅させるという計画は、結局、頓挫してしまいました。

しかしながら、A社としては、遂行中の事業も相当数存在していたため、自力での再生を目指しました。

#### エ 金融機関との交渉の難航

ところが、直接債権放棄により負債を減少させ、債務超過を解消して、月々の弁済額を減らし、経営の再生を図る計画については、金融機関の一部が難色を示し、協議・調整だけでは、直接債権放棄の再生計画案の成立は、困難な状況に追い込まれました。

#### オ 特定調停の申立

そこで、A社は、〇〇簡易裁判所に、特定調停を申立てました。

特定調停は、後述の通り、金融債権者の積極的な同意でなく、裁判所の決定に対して異議を申立てないという形で、再生計画案を成立させることができます。

そのため、金融機関の一部が、積極的には同意をしていなくとも、裁判所からの決定がある場合には、従い、異議申立をしないという内諾がとれていれば、特定調停による再生計画案の成立は可能です。

A社は、特定調停を申立て、改めて裁判所を通して、再生計画案を提案し、特定調停が成

立しました。

カ 債権放棄による債務超過の解消

その結果、A社は、3億近い債権放棄を受けることができ、その結果債務が減少し、月々の弁済額が相当額減少し、債務超過も解消されました。

A社の事業が再生され、その後は、返済も順調に実施されているということです。

## (6) 第2会社方式

### ア 意義手続等

Q 第2会社方式とはどのようなものなのでしょうか。

A：第二会社方式とは、概ね、

- ①債務者と債権者である金融機関との協議・同意の上で、専門家による財務DD・事業DDを行い、
- ②債務者を支援するスポンサー又はスポンサーが設立する新会社に対して、事業譲渡又は会社分割を行い、
- ③スポンサーによる債務者に対する譲渡対価等をもって金融機関に弁済し、他方で金融債権については金融機関が債権放棄し、
- ④債務者自身は特別清算等の法的手続で消滅し、債務者の事業を引き受けた新会社が、事業を継続する  
というものです。

## 1 意義・種類

### (1) 意義

第二会社方式とは、概ね①債務者と債権者である金融機関との協議・同意の上で、専門家による財務DD・事業DDを行い、②債務者を支援するスポンサー又はスポンサーが設立する新会社に対して、事業譲渡又は会社分割を行い、③スポンサーによる債務者に対する譲渡対価等を金融機関に弁済し、他方で金融債権については金融機関が債権放棄し、④債務者自身は特別清算等の法的手続で消滅し、債務者の事業を引き受けた新会社が、事業を継続するというものです。

その実施にあたっては、金融機関との調整、専門家の選定、費用の捻出、会社の運転資金の確保、許認可の承継の確認、事業対価の算出及びスポンサー選定等様々な課題をクリアしなければならないため、長期間に亘る粘り強い支援が必要となるものではあります。

しかし、債務超過の会社・法人の債務超過が解消され、新会社は、債務超過ではなく、債務がない又は少ない状態で事業の継続が出来るため、事業の再生に適切な方法として利用されています。

### (2) 種類

この債権放棄の一類型である第二会社方式についても、さらに、

- ①特定調停を利用した第二会社方式
- ②中小企業活性化協議会を利用した第二会社方式

という類型が存在します。これらは、それぞれ後述します。

## 2 期間

期間としては、どの時点から起算するかにもよりますが、1年以上は掛かることになる

思われます。

### 3 当事者

第二会社方式での当事者は、

- ①債務者である会社・法人、
- ②債権者である金融機関（保証協会も含む）、
- ③専門家としての弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・不動産鑑定士等、
- ④調整機関としての裁判所又は中小企業活性化協議会、
- ⑤スポンサーである会社・法人

が主です。

### 4 流れ

#### (1) 金融機関との協議及びDD

①債務者と債権者である金融機関との協議・同意の上で、専門家による財務DD・事業DDを行います。

具体的には、債務者が銀行等の金融機関と協議し、第二会社方式の実施に向けた同意を取り付けます。

そして、第二会社方式を実施するには、事業の価格（不動産や機械／備品等の動産、ノウハウ、利益の見込み等を含めて算定）や事業計画が決まらなければなりません。

そのため、不動産であれば不動産鑑定士による価格算定、事業計画については中小企業診断士による策定、事業価格について公認会計士による算定等を実施しなければなりません。

このDD等の実施については、特定調停手続を利用するのであれば、債務者の代理人である弁護士を中心とした専門家チームによることになると思われます。

また、活性化協議会手続を利用するのであれば、協議会の選定する専門家によってDDが実施されることになると思われます。

#### (2) 事業譲渡等

②債務者を支援するスポンサー又はスポンサーが設立する新会社に対して、事業譲渡又は会社分割を行います。

具体的には、スポンサーが新会社を設立し、その新会社に対して、不動産等を含めた事業資産等を譲渡する事業譲渡（会社法467条）又は会社分割（会社法757条以下）が行われます。

営業許可によっては、事業譲渡であると許可が承継できないという場合がありますので、その点に十分留意して、事業譲渡又は会社分割を実行することになります。

なお、事業譲渡や会社分割については株主総会決議が必要であるなど、会社法上の手続が必要となってきます。

#### (3) 弁済等

③スポンサーによる債務者に対する譲渡対価等を金融機関に弁済し、他方で金融債権については金融機関が債権放棄します。

事業譲渡又は会社分割によって、債務者は譲渡対価を得ることが出来ますが、この対価は、金融機関に弁済されます。第二会社方式は、金融債務全額は返済できないため、金融機関は、譲渡対価を得た上で、一部弁済を受けたことになり、残債務については、債権放棄を行うということになります。

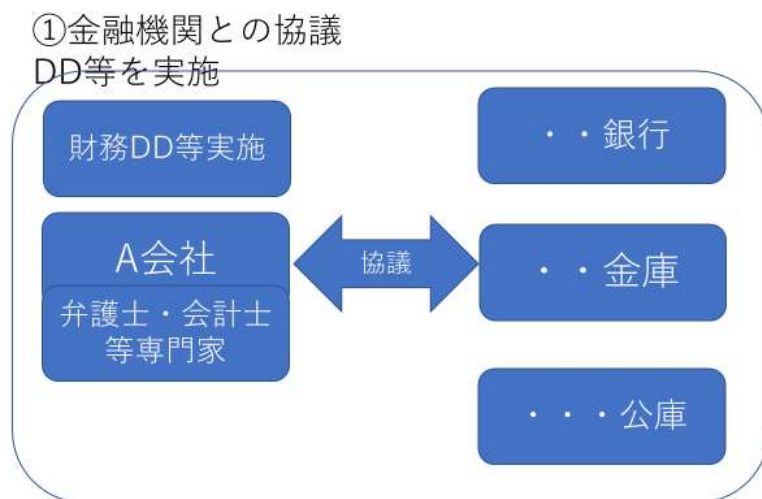
(4) 特別清算等

④債務者自身は特別清算（会社法第510条以下）等の法的手続で消滅し、債務者の事業を引き受けた新会社が、事業を継続するということになります。

そして、最終的には、債務者の会社は、特別清算等の手続で消滅します。事業については、新会社が継続するということになります。

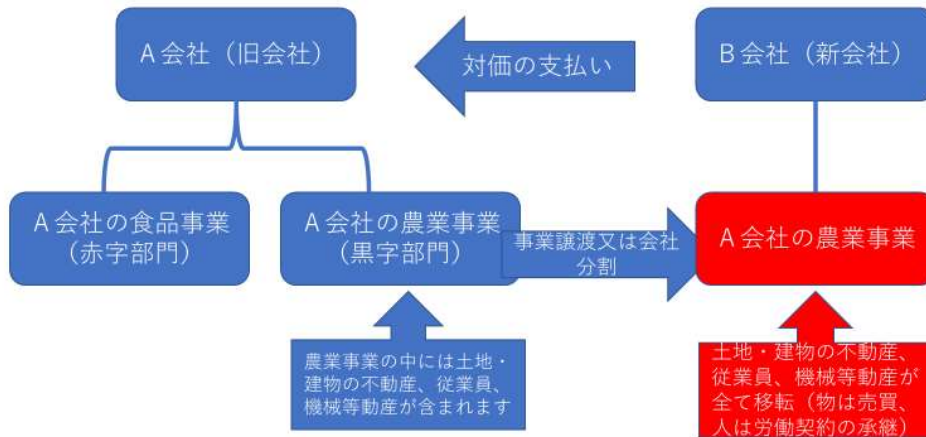
以上の流れを図で示すと、以下のとおりです。

図6 第2会社方式イメージ図



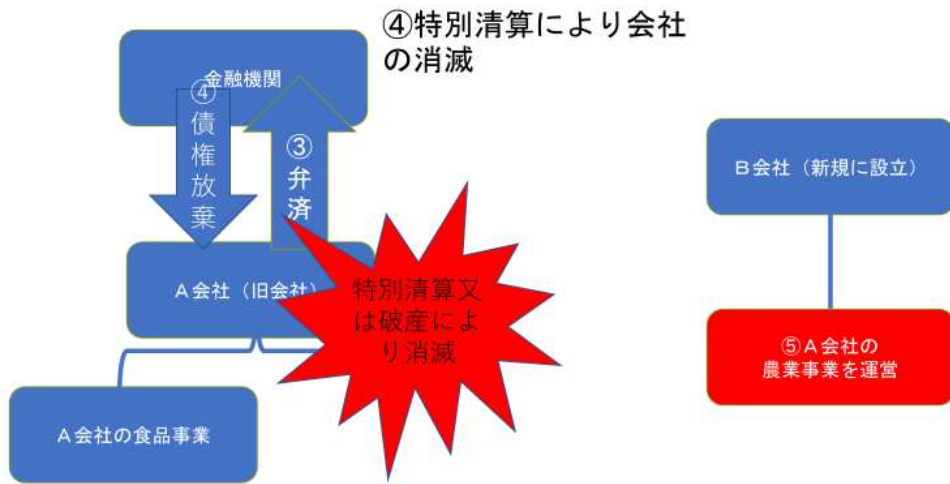


②事業譲渡又は会社分割  
(会社法)



③金融機関への弁済





## イ 租税上の特例について

Q 債権放棄を伴う第二会社方式を利用する上で関係する租税上の特例はどのようなものでしょうか。

A 第二会社方式が利用される大きな理由の一つは、租税上の特例にあります。債権者側としては、債権放棄が損金処理される可能性が高いため、第二会社方式が利用されています。

### 1 問題点

金融機関としては、事業再生のために債権放棄を手段として活用することがあります。

しかしながら、金融機関が、債務者に対して債権放棄をしてしまいますと、寄附金（法人税法第37条）に該当し、損金処理されないという法人税法上の問題が発生します。

債権放棄は、原則として、寄附金に該当してしまい、債権者の側からすると債権が消滅したにも関わらず、損金に該当しないということになってしまいます。

### 2 法人税法通達9-4-2

これでは、債権者である金融機関の債権放棄による事業再生が困難となります。

そこで、どのような場合に金融機関による事業再生としての債権放棄が、寄附金に該当しないといえるのかについては、通達が存在します。

この点に関する法人税法通達9-4-2<sup>6</sup>は、

「法人がその子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付け又は債権放棄等（以下9-4-2において「無利息貸付け等」という。）をした場合において、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

（注）合理的な再建計画かどうかについては、支援額の合理性、支援者による再建管理の有無、支援者の範囲の相当性及び支援割合の合理性等について、個々の事例に応じ、総合的に判断するのであるが、例えば、利害の対立する複数の支援者の合意により策定されたものと認められる再建計画は、原則として、合理的なものと取り扱う。」となっています。

債権放棄が、この要件である「合理的な再建計画に基づくもの」に該当すれば、債権放棄が寄附金に該当せず、金融機関としては、損金算入することが出来ます。

しかしながら、この上記9-4-2は、「合理的な再建計画」という不明確な要件であるため、事前に確定した判断が困難です。

### 3 法人税法通達9-6-1

そのため、次の9-6-1<sup>7</sup>の通達を利用しますと、特別清算を利用して債権放棄を行う

<sup>6</sup> [https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/09/09\\_04\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/09/09_04_01.htm)

<sup>7</sup> [https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/09/09\\_06\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/09/09_06_01.htm)

と損金算入が認められます。

「9-6-1 法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

・・・

(2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額

(3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額

イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの」となっています。

このように、(2)の特別清算という法的手続を利用するという要件が設定されていますので、特別清算手続を利用することで、債権放棄について損金算入をすることが容易であることがいえます。

このような理由から、直接の債権放棄ではなく第二会社方式において最終的に特別清算を利用して会社の清算を図るという方法が活用されています。

#### 4 債権放棄の税務上の取扱いについての照会

特定調停スキームに基づき策定された再建計画により債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて(照会・平成26年6月25日付<sup>8)</sup>)が存在します。

これは、日本弁護士連合会は、特定調停の利用を推奨していますが、特定調停を利用することで、損金算入が容易になります。

この点についての弁護士会と国税庁の間での照会が以下のとおりです。

「法人税基本通達9-6-1(4)に該当する貸倒損失(特定調停)

#### 【照会要旨】

特定調停により放棄(切捨て)することとなる金額が、法人税基本通達9-6-1(4)((金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ))に該当し、貸倒れとして損金の額に算入できる場合とは、どのような場合でしょうか。

#### 【回答要旨】

法人債権者が行った債権放棄の額が、法人税基本通達9-6-1(4)に該当し、貸倒れとして損金の額に算入できる要件は、次のとおりです。

債務超過の状態が相当期間継続していること。

により、金銭債権の弁済を受けることができないと認められること。

債務者に対し書面(特定調停においては調停調書)により明らかにした債権放棄であるこ

---

<sup>8</sup> <https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/140630/besshi.htm>

と。』

このように、特定調停を利用すると、法人税基本通達9-6-1(4)に該当し、損金算入が出来るということが、照会の回答から明らかです。

(5) 小括

以上から、債権放棄については、法人税法上の問題があるため第二会社方式が利用されておりますが、特別清算・特定調停等の法的手続を利用することにより、損金算入が容易になるということについて、ご理解頂きたいと思います。

ウ 手続—特定調停方式

Q 特定調停とはどのようなものでしょうか。他の私的整理手続とどのような特徴があるのでしょうか。

A : ①特定調停とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（以下「特定調停法」といいます。）に規定された債務の返済が困難な債務者の経済的再生に資するため、その債務者が負担する金銭債務等に関する利害の調整を目的とする民事調停をいいます（特定調停法第1条）。

: ②特定調停の成立方法は、調停成立（参加者全員の合意による成立）と決定の確定の方法があります。

: ③決定の確定の場合は、決定という一方的な裁判所の判断が下されることになり、手続の参加者が異議を申立てなければ裁判所の判断が確定し、法的効果が発生する（再生計画案に従う、債務が免除される等）するというものです。

そのため、参加者全員の同意・合意（積極的合意・同意）がなくとも債務免除等の法的効果が得られる点が特徴です。

Q 特定調停を活用した第2会社方式はどのようなものなのでしょうか、特定調停を行う機関・専門家はどのようなものなのでしょうか。

A：概ね①債務者、弁護士及び税理士又は会計士が銀行等の調整を図り、メインバンクの了承を取り付け、  
②DDの実施等再生計画案の作成（場合によっては経営改善支援センターを利用し、専門家費用については補助金の活用も考えられます）を行い、  
③再生計画案について金融機関の内諾を取り付け、  
④特定調停（調停成立又は決定成立）により債務免除又は再生計画が成立し、  
⑤債務者が事業譲渡・会社分割の実施により得た対価を金融機関に支払い、  
⑥債務者が特別清算して消滅し、新会社による事業の継続  
というものです。

：特定調停を行う機関は各都道府県に所在する裁判所になります。

：専門家は、弁護士と、税理士又は会計士になります。弁護士は、金融機関との調整、財務DD・事業DDの実施支援及び特定調停申立を行います。税理士又は会計士は、主として財務DD及び事業DDを行い、その他弁護士の業務の支援を行います。

## 1 意義

特定調停を活用した第二会社方式は、

①債務者、弁護士及び税理士又は会計士が銀行等の調整を図り、メインバンクの了承を取り付け、  
②DDの実施等再生計画案の作成（場合によっては経営改善支援センターを利用し、専門家費用については補助金の活用も考えられます）を行い、  
③再生計画案について金融機関の内諾を取り付け、  
④特定調停（調停成立又は決定成立）により債務免除又は再生計画が成立し、  
⑤債務者が事業譲渡・会社分割の実施により得た対価を金融機関に支払い、  
⑥債務者が特別清算して消滅し、新会社による事業の継続  
というものです。

この点、日本弁護士会連合会が、事業者の事業再生を支援する手法としての上記の「特定調停スキーム利用の手引」<sup>9</sup>を、公開しており、事業再生・第二会社方式の実施に当たっては、特定調停を活用することを推進しています。

### （2）手続の流れ

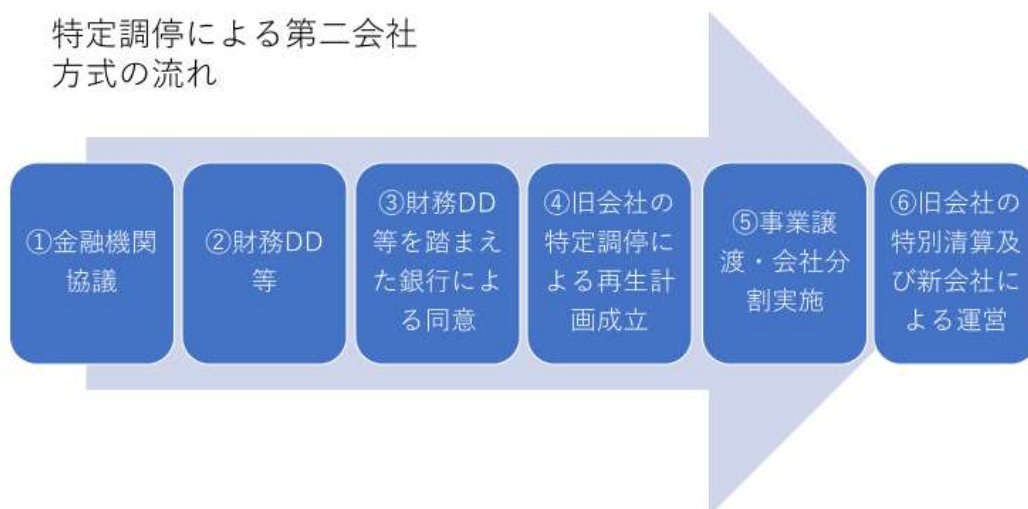
基本的には、特定調停を用いた第二会社方式の手続については、第二会社方式の手続の流れと同様です。

<sup>9</sup> [https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/chusho/tokutei\\_chotei.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/chusho/tokutei_chotei.html)

特定調停方式の場合には、特定調停によって債権放棄を含めた再生計画の同意を得るということになります。

他方で、協議会方式の場合には、協議会によるバンクミーティングで、債権放棄を含めた再生計画について同意を得るということになります。

この点が、協議会方式との違いになります。





Q 特定調停による第二会社方式の特徴はどのようなものでしょうか。

A：特定調停は、決定という裁判所の一方的判断が利用できますので、積極的な同意がない場合にも利用できる事が特徴です。

#### 1 特定調停の成立（確定）方法

特定調停は、裁判所の手続であり、債務者が債務免除を受ける又は再生計画を成立させるためには、

①調停成立による方法（申立人と相手方の完全な同意により成立）

②①が難しい場合に決定（裁判官が判断である決定を下し、決定に対して債権者である相手方の異議申立てがない場合に、その決定が確定する）

という方法があります。

#### 2 調停成立による方法

調停成立には、債務者である申立人、通常申立人代理人である弁護士、債権者である相手方が出頭します。

これらの当事者が、調停条項に同意した場合には、調停が成立し、調停条項を記載した調停調書には法的拘束力が生じます。

#### 3 決定（民事調停法17条）

債権者である相手方に対して裁判所から決定という判決類似の形で、決定書が送付されます。

この決定書の内容に異議を申立てなければ2週間で確定します（民事調停法18条第1項及び第5項）。

すなわち、債権者である相手方は、決定に対して異議を申立てないという形で消極的に同意をしたということになります。

債権者である相手方が異議を申立てる場合には、異議申立書を裁判所に提出しなければなりません。この異議申立書を裁判所に提出するということは相当な負担となります。

具体的には、異議申立書の提出には、顧問弁護士の委任状を取り付けた上で、顧問弁護士により異議申立書を提出するか、顧問弁護士を用いないとしても、代表印等を取り付けた上で、異議申立書を提出しなければなりません。

これらのことを行うのは、相当な負担となりますので、そこまでの負担を負うのであれば、異議をしないという判断もあり得ます。

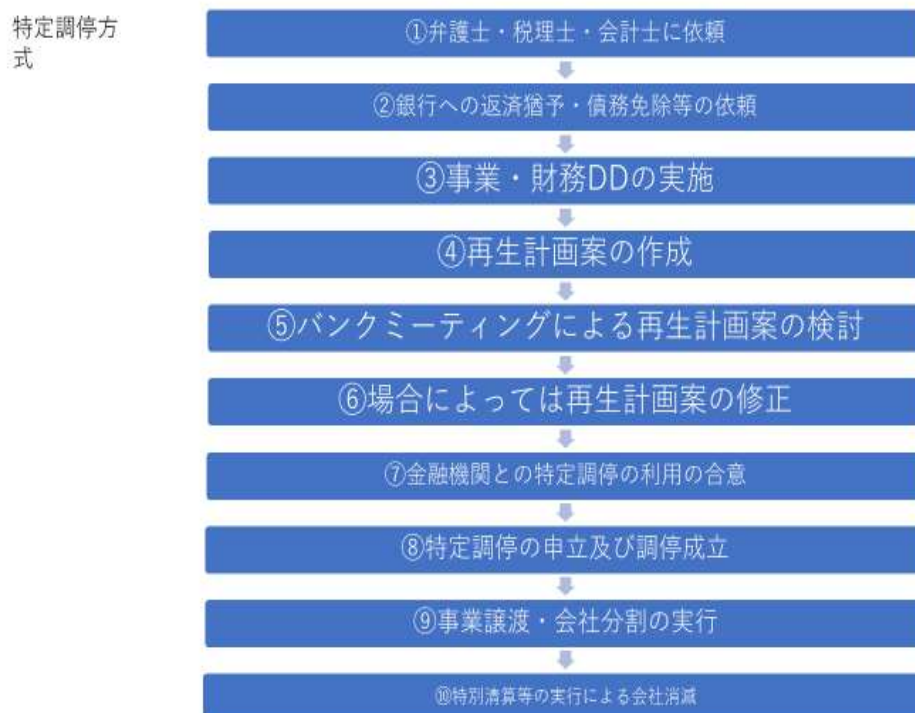
そうすると、結局のところ、債権者である相手方は、裁判所の判断である決定に同意したことになります。

#### 4 特定調停のメリット

このようなことから、特定調停手続は、積極的な同意は得られないが裁判所からの決定という形であれば、その意向に従うというような場合に、債権放棄の内容を含んだ第二会社方

式等の事業再生を図ることが可能であるというメリットがあります。

図 特定調停方式の流れ



## エ 手続一活性化協議会

Q 中小企業活性化協議会とはどのようなものなのでしょうか。

A：中小企業活性化協議会（以下、「協議会」といいます。）は、中小企業に対する再支援事業を実施するために、各都道府県の商工会議所等に設置される組織です（産業競争力強化法 127、128条）。

### 1 組織について

協議会が行う私的整理手続（以下、「協議会スキーム」といいます。）は、中小企業活性化協議会事業実施基本要領（以下、「基本要領」といいます。）によって進められます。

協議会スキームは、私的整理手続の一つです。

そのため、上記の私的整理一般の金融債務を対象とし、商取引債権を対象としないといった等の特徴を有します。

### 2 相談対応等

協議会は、全国47都道府県に1カ所ずつ設置され、事業再生に関する知識と経験を有する専門家（金融機関出身者等）である統括責任者と統括責任者補佐が常駐し、常時、中小企業からの相談を受け付け（第一次対応）、一定の要件を充たす債務者企業に対しては再生計画支援（第二次対応）を実施しています。

そして、手続を主宰する協議会に対する報酬は発生せず、DD費用の一部について国の補助を得られる場合があります。

第一次対応としては、協議会は、中小企業からの申し出により、相談企業の実態を把握し、事業再生に向けた相談に対して適切な助言、支援施策・支援機関の紹介を行います。

第二次対応としては、協議会が第一次対応の結果、再生計画策定支援を行うことが適当であると判断した場合には、主要債権者等金融機関との調整を図りながら、再生計画の策定支援を実施します。

再生計画としては、条件変更（いわゆるリスク）や、DDS、債権放棄等を内容とします。

さらに、協議会は、経営者保証ガイドラインによる保証債務整理支援業務も行います。

#### 4 経営者保証ガイドライン

Q：①経営者保証ガイドライン<sup>10</sup>は、どのようなものなのでしょうか。

②また、破産と比較した場合のメリットはどのような点にあるのでしょうか。

A：①経営者保証ガイドライン（以下、「GL」といいます。）は、中小企業金融における経営者保証について、主債務者、保証人及び対象債権者（金融機関等）において、経営者保証における保証契約のあり方を示すとともに、主債務（会社・法人自身の債務）の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則です。

②破産と比較しますと、そもそも破産をしなくて済むということ及び華美でない自宅の所有を継続することが出来るという点がメリットです。

##### 1 概要

GLは、平成25年12月に、行政当局（金融庁、中小企業庁等）の関与の下、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で、有識者を交えて「経営者保証に関するガイドライン研究会」が設置され、その研究会が、策定・公表したものです。

GLは、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則であり法的拘束力はありませんが、主債務者、保証人及び対象債権者が遵守することが要求されています。

##### 2 GLのメリット

GLが想定している場面としては、主債務者である会社・法人が破産又は清算等を行う場合に、代表者（代表取締役等）が保証人となっている場合です。

多くの場合、主債務者が破産等を行う場合には、保証人も破産してしまうこととなります。

そうしますと、保証人は、その所有する自宅についても、任意売却等により換価して、その換価した代金を債権者に配当するという手続になります（自宅に抵当権が設定されている場合は、抵当権者が競売を実行し、競売で得た代金を抵当権者が弁済の一部に充てることとなります）。

しかし、GLを利用することによって、保証人は、破産した場合と比較すると華美でない自宅（抵当権が設定されている場合は除きます）や一定期間の生計費を残存することが出来る可能性があります。

そのため、主債務者が破産、清算等をするとしても、GLを活用して破産を回避するということを検討することも必要かと思えます。

メリットとしては、

- ①会社の破産が避けられなくとも、保証人個人の破産が避けられ
- ②華美でない自宅も残せる可能性があります
- ③破産をしない場合にはいわゆるブラックリストに載らない可能性もある

---

<sup>10</sup> <https://hosho.go.jp/pdf/guideline.pdf>

という点になります。

破産というのは、やはり、経営者としては精神的な負担がありますが、それを避けられるという点には一定の意義があると思われます。

### 3 手続

#### (1) 前提

このGLの実施手続としては、特定調停、協議会スキーム等の「準則型私的整理手続」になると考えられます。

基本的には、GLに従って保証債務を整理する場合には、主たる債務者（会社・法人）が、債務整理（私的整理、破産等の清算型、民事再生等の再生型等いずれも含む）がなされていることが前提です。

#### (2) 種類

GLの実施の種類としては、①主債務者の債務整理とGLによる保証債務を同一に処理する一体型、②GLによる保証債務のみを処理するのみ利用型・単独型があります。

具体的には、①一体型は、主債務者の会社・法人につき準則型私的整理手続がとられ、保証人である経営者についても私的整理の中で併せて処理されるというものです。協議会や特定調停手続が想定されています。

また、②のみ利用型・単独型は、主債務者の会社・法人が破産し、保証債務のみを特定調停や協議会を利用して、整理するというものです。

こののみ利用型・単独型では、通常、主債務者の会社・法人が破産すると保証人も破産するということが多いのですが、それを避けることが出来るということになります。

なお、GLの活用については「Q&A」<sup>11</sup>が出ていますので、このQ&Aも参照してください。

#### (4) 小括

以上のようなメリット等を十分に認識しておいて頂きたいと思います。

---

<sup>11</sup> [https://hosho.go.jp/pdf/guideline\\_qa.pdf](https://hosho.go.jp/pdf/guideline_qa.pdf)

## 5 弁護士法等の関係・弁護士会との関係

Q 非弁行為とはどのようなものなのでしょうか。

A : 弁護士でない者が破産等の法律事務を報酬を得る目的で業（反復継続して行う意思があれば一回の行為でも該当する）として行うことにあります。

: 端的には、非弁行為は、弁護士でない者が破産等の手続について金銭利益目的で書面作成等を行うことです。

### 1 弁護士法の規定

弁護士法は第72条で、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件・・・(省略) その他一般の法律事件に関して・・・(省略) 代理、・・・(省略) その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。」と規定しています。

そのため、弁護士以外の者が、破産手続等の法律事務を行うこと、具体的には破産手続の申立書等の作成等は、出来ません。

### 2 留意点

特に注意が必要なのは、「報酬」の点です。報酬は、現金に限らず、物品等を含み、額の多少や名称のいかんも問わないと考えられています。

また、「業とする」という点も注意が必要です。判例によりますと反復継続の意思が認められれば、具体的になされた行為の多少も問わないとしておりますので、1回のみ行った場合でも、業とするという要件に該当することがあります。

以上から、上記のような非弁行為には該当する行為は、許されないということをご留意ください。

## 6 廃業

### (1) 意義

Q 廃業とはどのようなものなのでしょうか。

A 廃業は、これも一般的な定義は難しいところですが、広義には破産を含めて事業を廃止するものであり、狭義には、破産・清算を除き債務超過ではなく全資産をもって債務の弁済が可能な状況で事業を廃止するものと考えられます。

具体的な手続としては、株式会社・合同会社等会社であれば会社法に規定する清算手続により廃業することとなります。

本マニュアルでは廃業という場合には、この狭義の債務超過ではない純粋な廃業の場合を指すこととします。

### (2) 破産との違い

Q 廃業と破産の違いはどのような点にあるのでしょうか。

A 廃業と破産の最も異なる点は、債務超過であるか否かです。破産は、会社・法人が債務超過の状況であることが前提です。

会社法は、清算株式会社の財産では債務の完済が出来ない場合には、破産手続開始の申立てをしなければならないと規定しています（会社法484条）。

このように、会社法は、会社が債務超過であれば破産手続を開始しなければならず、通常の清算手続は債務超過ではないことを前提としています。

なお、債務超過の状況にある会社・法人全てが破産手続を取るわけではありません。

このような会社・法人のうち、少なくとも会社・法人が破産手続を取らず、また廃業等の何らの手続も取らずに休眠状態になっています。

### (3) 手続

Q 純粹な廃業の手続はどのようなものでしょうか。

A : ①債務超過でない場合→解散・通常清算手続

②債務超過の場合→破産又は放置

### (4) 選択

Q 承継者が存在しない会社・事業で、廃業か、事業承継かという相談に対して、事業承継か廃業かという選択について、どのように対処すべきでしょうか。

A : 難しい問題ですが、視点は事業再生か廃業かという視点と類似して、資産超過であるか、債務超過か否かという点が基準になると思います。



## 7 破産等（民事再生を含む）

以下では、参考に破産等について説明します。

しかし、あくまで破産は最終手段であり、経営改善、事業再生の手段を尽くした場合であることに留意して頂きたいと思います。

### （1）概要

Q 破産とは、いったいどのようなものなのでしょうか。

A：①破産は、様々な定義があると思いますが、概していえば、事業の廃止を前提として、債務超過に陥っている状況の破産者に対する全債権について法律上の支払義務が消滅し、他方で破産者の不動産等の財産については任意売却等の手続により換価して債権への弁済に充てるという法的手続です。

②：法人と個人の場合では、支払義務の消滅が異なります。

#### 1 法人について

①ポイントは、基本的には全債権（但し一部の日常生活上の債権である水道光熱費電話代金等を除きます）が債務免除の対象になるということです。

経営改善や事業再生の場合には、いわゆる金融債務（銀行・信金等金融機関）のみを対象として、条件変更や債務免除・債権放棄を行います。

それに対して、破産手続の場合には、金融債務だけではなく、いわゆる消費者金融債務及び買掛金等の取引債務等も対象となり、これらの債権についても支払免除の対象となります。

②他方で、当然ながら債務免除の代わりといえますが、不動産等の資産については売却し、換価することになります。原則としては、事業自体も終了することになります。

③破産によって会社・法人の法人格が消滅することになりますので、会社・法人に対する租税等の請求権自体も消滅します。したがって、税金の支払義務についても消滅することになります。

よって、会社・法人の破産の場合には、金融債務、消費者金融債務、取引債務、租税債務について支払をしなくてよいということになります。

#### 2 個人事業主について

個人事業主の場合も、基本的には全債権が債務免除の対象になることには変わりありません。

ただし、個人事業主の場合、租税債務等が免除の対象にならないという点が異なります。個人事業主の場合には、金融債務等、租税債務以外の債務は免責が認められれば、法律上の支払義務が免除されます。

しかしながら、租税債務等については破産手続を経たとしても免責になるわけではありません。

この点に留意が必要です。

## (2) 民事再生

Q 民事再生とはいったいどのようなものなのでしょうか。

A: ①民事再生は、これも様々な定義があると思いますが、概していえば、会社の場合、事業の継続を前提として、債務超過に陥るおそれがあるときに金融債務に加えて取引債務等が一部免除され、残債務につき分割での弁済をするという法的手続です。

### ②手続の対象債権・債務

経営改善や事業再生の場合には、金融債務のみを対象としますが、民事再生については、買掛金等の取引債務等も対象とするところに特徴があります。

### ③租税債務の取り扱い

ただし、破産と異なり、民事再生の場合には、会社自体の法人格が消滅するわけではなく、租税債務については免除されません。

加えて、場合によっては、債務免除による免除益により、その分の租税債務が新たに発生することになります。

### ④民事再生のデメリット

また、取引債務自体も免除してしまうので、取引先を失ってしまうということもあります。新規の借入も困難となる点もあります。

### ⑤利用件数について

以上、租税債務の点や、取引債務自体も免除するというような点から、民事再生の件数は減少しており、事業再生にあたっては、民事再生以外の手続が利用されることが多いと思われます。

### (3) 破産手続

Q 破産手続の概要を教えてください。

A 破産手続については細かな流れはありますが、

- ①全債権者に対する弁護士による受任通知の送付及び債権者による担保権実行
  - ②破産手続申立
  - ③管財人による換価及び配当
  - ④破産手続終了による債務の免責
- の4つが大きな流れでしょうか。

#### 1 破産手続

細かな流れとしては

- ①受任一債権者一覧表等破産準備（受任通知を送付する場合があります）
  - ②（受任通知を送付した場合一債務者支払停止，債権者（金融機関）による債務者の預金凍結・競売実行）
  - ③裁判所に対して破産手続申立
  - ④裁判所による管財人の選任及び管財人による調査・財産換価
  - ⑤管財人による配当手続（但し，配当がある場合）
  - ⑥⑤の一つとして債権届出（同上）
  - ⑦配当実施（同上）
  - ⑧債権者集会を随時開催
  - ⑨破産手続終了・債務免責
- という流れかと思います。

#### 2 それぞれについて

##### (1) 受任通知を送付する場合

- ①受任通知の送付は，弁護士が全債権者に対して行います。

弁護士は，債務者からヒアリングを行い，債権者一覧表を作成します。債権は，金融機関債務だけでなく，消費者金融，買掛金等の取引債務及び公租公課債務等，日常生活上の水道光熱費等を除いた全債権となります。

ここで，注意して頂きたいのは，親族，友人及び知人からの債権も破産手続の対象の債権に含まれるということです。

後に述べますが，債権者平等原則から，一部の債権者を債権者一覧表に挙げないということとは許されません。破産免責が認められない可能性が十分にあります（破産法252条）。

作成された債権者一覧表に記載された債権者に対して，債務者から受任した弁護士が受任通知を送付します。

平成 年 月 日

## 受任通知

### 前略

取り急ぎ要用的のみ申し上げます。

小職は下記債務者らより破産申立手続の委任を受けた弁護士です。

同債務者らは多額の負債を抱え、その整理の検討をしておりますが、今般下記住所地管轄の裁判所への破産申立手続をするに至りました。

つきましては、下記債務者らについて小職が代理人として窓口となりますので、下記債務者ら本人およびその家族への個別的な請求はなさないで下さい。

また、貴社の下記債務者らに対する債権の有無及び内容等を調査しておりますので、同封の債権調査票にて御回答頂き、金銭消費貸借契約書及び取引履歴等もご送付いただきますようお願い申し上げます。

御協力のほど宜しくお願い致します。

なお、本書面は、債務の承認を行うものではありません。

草々

### 記

〔債務者らの表示〕

住 所  
氏 名  
住 所  
氏 名

(2) (受任通知を送付した場合②債務者支払停止、債権者（金融機関）による預金凍結・競売実行)

弁護士から債権者宛に受任通知が送付されますと、

ア 債務者は債権者に対して支払を停止

イ 債権者は債権金額を届出

ウ 金融機関の場合、債務者の預金口座を凍結

エ 抵当権等の担保権を有する債権者は担保権を実行（競売）

というようなことが行われます。

(3) ③破産手続申立

ア 債権者の把握

債権者からの債権金額の届出が行われ、債権者を正確に把握します。

イ 債務者の財産の把握

それに加えて、破産手続の申立は、債務者の財産を換価して、債権者に弁済をすることを予定しています。

そのため、債務者は、債務者の財産を、裁判所に報告しなければならないので、債務者の不動産、動産（車両、商品、什器備品等）、保険（解約返戻金等）、現金預貯金等の全財産も把握します。

1年前には遡って預金通帳等を把握されますので、その点も留意が必要です。

ウ 事業の状況、破産に至った経緯等

そして、裁判所としては、破産申立時の事業が継続しているか否か、従業員がどうなっているのか等を把握して、破産申立後に、破産管財人がどのような業務を行わなければならないかを検討するようです<sup>12</sup>。

そのため、債務者としては、事業の状況や、破産に至った経緯等の報告も必要となってきます。

#### エ 小括

これらの債権・債権者や資産に関する資料を一切揃えた上で、破産手続申立を行います。なお、緊急性が高い場合には、②の受任通知の送付を行わずに、即座に破産手続を申立てることもあります。

#### オ 受任通知を送付しない場合

受任通知を送付しない場合があります。法人については財産の散逸等を防ぐため、取付騒ぎ等を防ぐ必要があります。このような理由から、法人については受任通知を発送せず、いきなり破産申立を行うことがあります。

### (4) ④裁判所による管財人の選任及び管財人による調査・財産換価

#### ア 管財人

破産手続申立を受けて、裁判所は、破産手続の経緯や、財産を換価するなどの業務を行うため、破産管財人を選任します。

#### イ 換価業務

破産管財人は、債務者の財産を把握した上で、少しでも債権者に配当できるように、換価作業を行います。

破産管財人は、不動産があればそれを任意売却等行い、動産（商品、什器備品等）があれば、それも換価します。

換価するような財産がないという場合には、この換価手続はありませんので、他に問題が少なければ破産手続が早期に終了する可能性もあります。

#### ウ 否認権について

破産管財人は、その他には、破産手続の経緯を調査し、債務者が、財産隠しや、不当に低価で不動産や動産を売却していないかも調査します。

もし、債務者が、不当に適切でない価格で売却した場合などには、否認権という権利を破産管財人が行使します。

否認権というのは、民法上の詐害行為取消権と類似の制度で、債務者の第三者に対する売買を取り消すというような制度です。

この否認権は、事後に、破産手続以前の契約等を取り消せる制度になっているため、否

---

<sup>12</sup> 例えば、畜産業の破産であれば、事業譲渡が成立するまでは破産管財人が畜産の管理をしなければなりません。そのような業務内容を予測して、破産管財人の費用を算定しているようです。

認権を行使されるような契約等を締結しないように十分に注意が必要です。

(5) ⑤管財人による配当手続

換価手続を経て、債権者に、配当することとなります。

基本的には、弁済としても、一部にしかならず、全債権者に按分して配当がなされます。なお、債権に対する配当率については、2%などという場合も多くあり、当然、ゼロという場合もあります。

(6) ⑥⑤の一つとして債権届出

債権者から配当を受ける前提として債権額についての届け出を管財人宛に提出します。

(7) ⑦配当実施

そして、破産管財人から債権者に対して、債権者で按分して配当を実施します。

(8) ⑧債権者集会を随時開催

破産手続にあたっては、数回程度債権者集会が開催されます。

債権者集会は、裁判所の会議室などで開催されます。

参加者は、裁判所、債務者、債務者代理人弁護士、破産管財人、債権者です。

破産管財人から、調査状況や換価状況等の報告を、関係者に報告します。

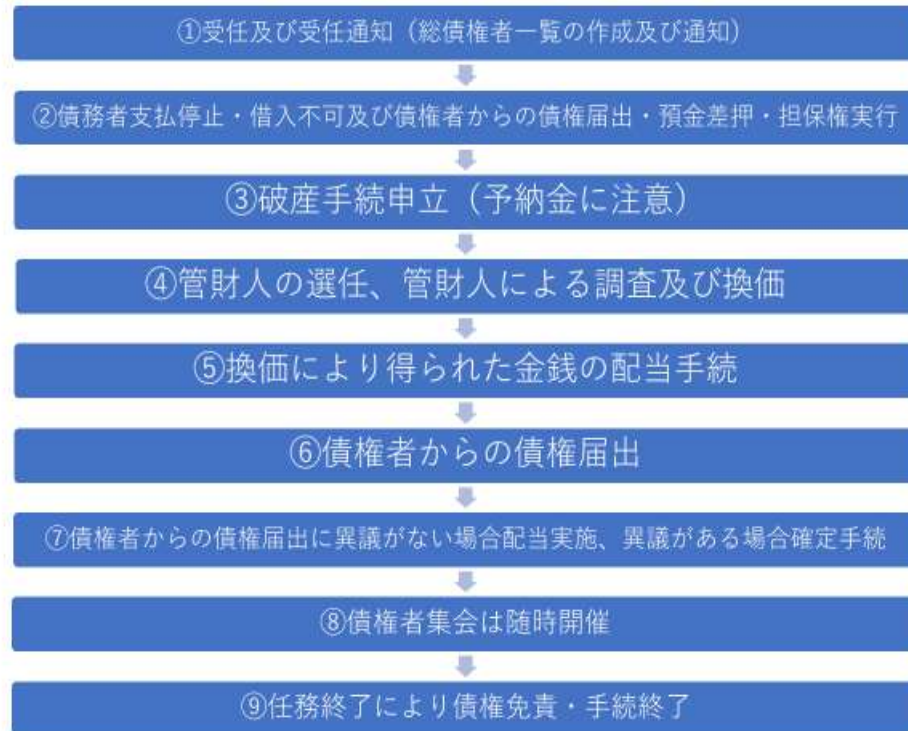
(9) ⑨破産手続終了・債務免責

以上のような手続を経て、配当等も終了した場合で、破産手続の終了が相当であるということになると、破産手続が終了します。

これにより、会社・法人の場合には、法人格が消滅し、債務も消滅するということになります。

個人の場合も、免責が認められますと債権について免責されます（ただし、公租公課は除きます。）。

破産手続の  
流れ



#### （４）破産手続の留意点

Q 破産手続を進めるにあたっての留意点がありますでしょうか。

A：破産手続を進めるにあたっての最重要原則である債権者平等原則に留意する必要があります。例えば親族や知人・友人に対する債務を優先して弁済することなどは許されません。

##### （１）意義

債権者平等原則は、破産手続の際には、全債権者を平等に取り扱い、一部の債権者（担保権者等を除く）を優先的に取り扱うことは許されないという原則です。

そのため、相談の際に、破産手続に際して、親族や友人知人（以下、「親族等」という。）に迷惑を掛けるから債権者としての届け出をしたくない、親族や友人知人に対する債権は全額返済したいという申し出があったとしても、それは、債権者平等原則に反しますので、許されません<sup>13</sup>。

<sup>13</sup> 破産法252条は、免責（債務免除）が認められない場合を規定していますが、その中で、「虚偽の債権者名簿・・・を提出したこと」を不許可事由にしています。この点は、非常に重要ですので、故意には絶対に許されないことをご理解頂きたいと思

なぜなら、それは、親族等の債権のみを優先的に取り扱い、他の金融機関等の債権については返済しないということになり、債権者平等原則に反するからです。

このような点については、十分留意して頂きたいと思います。

(2) 別除権

なお、債権者の内、抵当権等の実体法上優先される担保権を有している場合には、別除権という地位を与えられるため（破産法2条）、その担保権に基づいて弁済を優先的に受けられたとしても、それは債権者平等原則に反するものではありません。

---

ます。



## (5) 破産管財人

Q 破産管財人が選任される破産手続は、どのようなものなのでしょうか。

A 破産管財人が選任される破産手続とは、破産管財人が、破産者の持っている全財産を換価・処分・回収し、集めたお金を債権を届け出た債権者に配る手続になります。

### (1) 意義

会社・法人の破産手続で重要な役割を果たす、破産管財人について説明します。

破産申立ての場合、破産者である会社・法人の申立代理人である弁護士が存在します。

この申立代理人の弁護士とは別に、裁判所が破産手続開始決定と同時に選任する、破産者の財産を管理する弁護士が存在します。

それが破産管財人になります。

### (2) 破産管財人業務

破産管財人は、以下のような内容の業務を行います。

①破産財団(破産者の財産又は相続財産若しくは信託財産であって、破産手続において破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属するものをいう(破産法2条14号)。破産手続開始により、破産者のすべての財産が破産者の管理下から離れ、独立した破産管財人の管理に置かれることとなります。)の占有・管理

②破産原因(「支払不能(債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態)又は債務超過」破産法第15条、第16条)と破産財団の調査、

③破産債権(「破産債権」とは、破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であって、財団債権に該当しないもの(破産法2条5号)、破産手続の中で、破産財団から支払等を受ける債権のことです。)の調査、

④破産財団の換価(不動産・動産の売却等)

⑤別除権(破産手続開始の時ににおいて破産財団に属する財産につき抵当権等を有する者がこれらの権利の目的である財産について他の債権に先立って支払等を受けることのできる権利のこと)

(6) 財団債権(破産手続によらずに、破産債権者に優先して、いつでも破産財団から支払等を受けることができる破産法上の債権のこと。税金等)への対応、

(7) 契約関係の処理(賃貸借契約等)、

(8) 訴訟関係の処理、

(9) 否認権(破産手続開始決定前に破産者がした契約等の効力を否定し、財産を破産財団に回復する破産管財人の権利。破産法160条以下)の行使、

(10) 経理関係の処理と税金の報告、

(11) 債権者集会での報告等の業務を行います。

Q 破産手続に関わる機関を教えてください。

A：破産手続は、

- ①債務者（会社・法人及び通常は代表者個人）・債務者の代理人弁護士、
  - ②債権者・債権者の代理人弁護士、
  - ③裁判所（裁判官及び裁判所書記官）、
  - ④破産管財人（裁判所が選任、弁護士）
- によって進められます。

Q 破産手続に掛かる期間はどの程度なのでしょうか。

A：事案によりますが、まず、法人の場合は即時申立が理想です。ただし、申立までに破産管財費用の準備のためなどに数ヶ月の時間を要する場合があります。

：申立から半年以上は掛かることが通例です。不動産の処分等の問題がある場合には、1年以上掛かることも十分にあります。

## (6) 従業員との関係

Q 破産手続において未払賃金が存在する場合に、従業員にはどのような対処をすれば良いのでしょうか。

A：立替払制度を利用することになります。

立替払制度を利用しますと、上限額がありますが未払賃金の一部が従業員に支払われることとなりますので、破産手続の際の従業員の賃金については、この制度を検討する必要があります。

### 1 概要

#### (1) 意義

未払賃金の立替払制度（以下、「立替払制度」といいます。）は、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティーネットとして、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、未払賃金の一部を政府が事業主（法人・個人問わず）に代わって立替払をする制度です<sup>14</sup>。

#### (2) 実施主体

この立替払制度は、独立行政法人労働者健康安全機構（以下、「機構」といいます。）が、実施します。

#### (3) 概要

制度としては、事業主が倒産（破産に限りません）した場合に、未払賃金が残っている場合に、労働者に対して、機構が立替払を行います。

そして、機構は、その立替払を行った際には、その立替払金に相当する額について、労働者の承諾を得て賃金請求権を代位取得し、事業主等に求償するというものです。

### 2 要件

#### (1) 要件

立替払を受けることができる人は、次の要件を満たしている方です。

①労働者災害補償保険（労災保険）の適用事業で1年以上事業活動を行っていた事業主（法人、個人は問いません。）に雇用され、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者（労働基準法第9条の労働者に限る。）であった方

②裁判所への破産手続開始等の申立日（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署長に対する事実上の倒産の認定申請日（事実上の倒産の場合）の6か月前の日から2年の間に当該企業を退職した方

③未払賃金額等について、破産管財人等の証明（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署長の確認（事実上の倒産の場合）を受けた方

<sup>14</sup> <https://www.johas.go.jp/tabid/417/Default.aspx> 参照

## (2) 注意点

このような場合に、労働者は、立替払を受けることができますが、ここでは、事業主が破産手続等を申立てない場合に注意しなければなりません。

要件にありますように、事業主の破産手続開始等の申立日から6ヶ月前に退職した方が対象となっています。

そうしますと、事業主が破産の状態になったとしても、労働者の退職後に、実際に、事業主が破産手続開始の申立を行わなければ又は労働基準監督署長への認定申請がなされなかった場合には、要件を充足しませんので、立替払の対象となりません。

この点には、十分に注意が必要です。

## 2 請求期間

なお、立替払の請求ができる期間は、破産等法律上の倒産の場合は裁判所の破産手続の開始等の決定日又は命令日の翌日から起算して2年以内に、事実上の倒産の場合は労働基準監督署長が倒産の認定をした日の翌日から起算して2年以内に未払賃金の立替払請求書を機構に提出しなければなりません。

この期間を過ぎた場合は立替払を受けることはできません。

## 3 立替払の対象となる未払賃金

立替払の対象となる未払賃金は、退職日の6ヶ月前の日から機構に対する立替払請求の日の前日までに支払期日が到来している定期賃金及び退職手当です。

立替払される金額は、未払賃金総額の100分の80の額になります。

但し、年齢によって立替払の上限額があります。

なお、これら以外の点については、引用した機構のHP等を参照してください。

以上、立替払制度の概要になります。

## (7) 費用

Q 破産手続に掛かる費用はどのようなものなのでしょうか。裁判所の費用と弁護士費用は異なるのでしょうか。

A：裁判所費用と弁護士費用は異なります。

：破産手続の申立に当たっては、まず、債務者が弁護士に破産手続申立の業務を委任するための弁護士費用が掛かります。

：この弁護士費用については、従来の旧弁護士報酬基準が存在し、場合によっては事案の性質、債務の総額、債権者の数等を考慮して、事案に応じた費用が必要となります。また、印紙代等の実費が掛かります。

：さらに、裁判所費用として、印紙代・切手代等のいわゆる実費に加え、管財費用が掛かり、その費用を裁判所に納める必要があります。これらの費用がいわゆる裁判所費用となります。

### (1) 弁護士費用

旧日本弁護士会連合会の作成した報酬基準<sup>15</sup>が存在しますので、この報酬基準が参考になることだけ示したいと思います。

### (2) 裁判所費用（詳細は各地の裁判所に確認が必要です。）

以下、裁判所に納める費用の一例を示します。あくまで一例ですので、詳細は、各地の裁判所に確認が必要となります。

- ①収入印紙(破産申立手数料)1,000円分
- ②収入印紙(免責申立手数料)500円分
- ③郵便切手(予納郵券)84円×(債権者数+裁判所が求める若干数)
- ④現金(破産予納金)金1万1859円
- ⑤管財事件の予納金 20万円以上から事案によっては数百万円以上(一人当たり)

裁判所によって、管財事件の予納金の基準が異なりますので、詳細は各裁判所が事案に応じて決定することになります。

通常、法人とその代表者が同時に破産の申立を行うことが多いと思います。その際には、一人当たりの予納金が20万円ですので、純粋に人数分となれば40万円ですが、事案の内容、債権者の数、調査事項等から、60万円になることもありますし、30万円という場合もあるようです。会社の規模によりますので、中堅企業クラスの破産となれば数百万円ということも考えられます。

いずれにしろ事案によりますので、その都度弁護士や裁判所に確認する必要があります。

---

<sup>15</sup> <https://senbayashi-1f.com/cms/wp-content/uploads/2019/02/pdf001.pdf>

参考書式

- ①債権者一覧表
- ②財産目録
- ③経緯書（陳述書）
- ④資金繰り表
- ⑤ヒアリングチェックシート

相談の際の必要書類

決算書（3期分）